

財団法人暹羅協會々報

第五號

昭和十一年十二月

贈呈

昭和十一年十二月

法財團暹羅協會々報 第五號

法財團暹羅協會



暹羅協會々報 第五號 目次

○シヤム國革命政變の回顧

矢田部保吉……一

雜報欄

○暹羅皇族「カンベンベツト」殿下の薨去……………六四

○獨逸東洋經濟視察團の訪暹……………六五

○暹羅國海軍部の日本樂譜入手希望……………六六

○暹羅海軍練習艦「メエクロン」進水式舉行……………六七

○大阪日運貿易協會の「暹羅國產輸入木材に對する關稅撤廢陳情」……………六八

○東朝機訪暹飛行の成功……………六九

○訪暹朝日機に托送の近衛會長のメッセーヅ……………七〇

○暹羅學生會館に於ける日暹學生懇親會……………七一

○日暹友の會の集り……………七二

○國際學友會館に於ける國際文化各團體の懇親茶話會……………七三

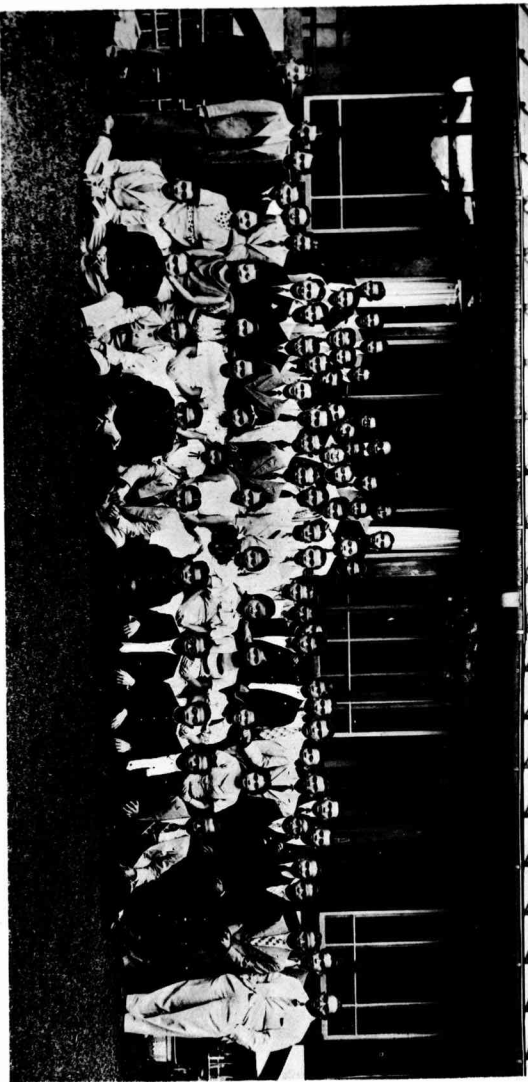
○訪暹音樂舞踊團……………	七七
○本協會より神戸滞在シャム海軍將校下士團への奇贈品……………	七七
○暹羅協會主催駐日暹羅公使送別晚餐會……………	七八
○協會理事會……………	八五
○役員の移動……………	八七
○會員入會者退會者……………	八七
○新刊紹介……………	八八
○駐日暹羅特命全權公使ブラミトラカムラクサ氏の歸暹……………	九〇
○大阪朝日新聞社主催の暹羅展覽會……………	九一
○暹羅政府獨、伊兩國に公使館設置計畫……………	九一
○暹羅に於ける安南人の共產主義運動……………	九一
○暹羅政府の官營製糖工場設立……………	九二
○元暹羅公使の日本來訪……………	九三
○會員動靜……………	九三

○暹羅入國規則の概略及旅行上の注意…………… 九六

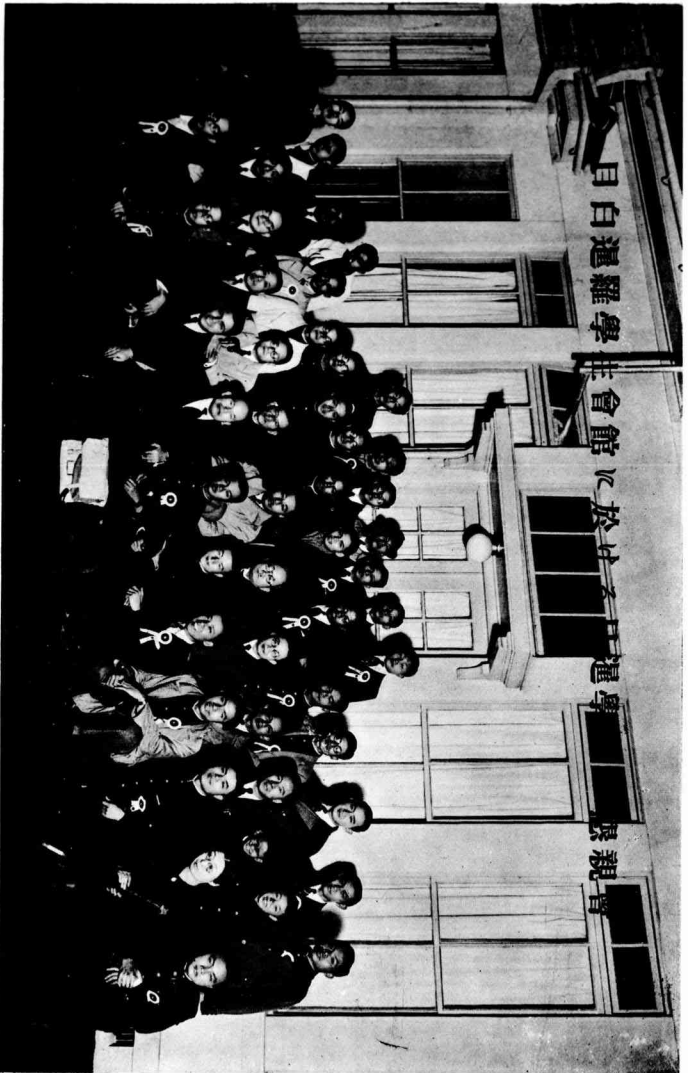
附錄盤谷新嘉坡間列車發着時間表

暹羅 在日暹留學生團天長節記念攝影・日白暹羅學生會館に於ける日暹學生の懇親會
口繪

在日暹羅留學生團



昭和十一年九月二十日暹羅天皇節記念攝影（右端白服ミトラカムラサカ公使）



前列同之在より四番目山口通羅學生監督、第二列左端より、外山目白學生會館學監・宮原氏(三井通羅)・進山手事・森井氏・全田前通羅公使・アラ・トヲカマラクサ公使・全田監督理事・高和氏(外務省文化事業部)

シヤム國革命政變の回顧

矢田部保吉

註、矢田部氏は昭和三年、特命全權公使の重任を帯びて、シヤム國に赴任、其後引續き七ヶ年間同地に在動本年二月歸朝せられた方である。同氏赴任當時シヤムは尙舊政府時代にあり、其後昭和六年の政變を経て現政權時代に及び、所謂シヤムの過渡時代をベンコックに過ぎたのである。同國最近の國情殊に外國に知られざる政變の前後に互る諸事情に關し最も精確なる智識を有することに於て内外を通じ同氏の右に出づるもの蓋し稀なるべく、而かも近時日暹兩國の國交愈々敦厚を加へ、通商經濟の關係益々密接となり行くのも、時運の然らしむる處とは申しながら、同公使在任中不斷の御盡瘁と御指導に依る大なるもの、結果なるを吾等は茲に斷言して憚らない。公使は多年常夏の國に御在勤の爲め昨年來彼の地に於て病を得られ、御歸朝後も内地に於て今尙は御加養中である。

今や日暹國交の急好轉に伴ひ兩國關係の重要性に對する一般の認識も日を逐ふて新たなるものある際、シヤム國の新興機運を齎らすに至りたる同國の革命政變に關する同氏の談話を記録して協會會員に頒ち更に之を通じて一般國民に知らしむるは協會の責務なるを感じ之を同氏に請ひたるに、同氏は病餘の衰弱の身なるに拘らず

快諾せられたるは協會の深く感謝するところである。

二

西曆一九三二年（昭和七年）六月二十四日、バンコックに於て突如として革命政變が勃發して、其の結果、シヤム建國六十年來の専制君主政治が其の幕を閉ぢて、立憲君主政治の確立を見るに至つた。此の一篇は、某君、某日予を來訪して求めらるゝまゝに、當時見聞の記憶を辿りつゝ爲したる談話の筆記である。思ひぢがひ、見そごなひ、又は記憶の誤のあるかも知れないことを斷つておく。

南部支那の雲南地方から、後印度半島に向つて、大舉移住し來つたタイ民族が、獨立國の體裁を整へた王國を始め建設したのは、西曆紀元十三世紀のことである。此の王國は、スコータイに都して、スコータイ王國と稱せられた。次いで西曆一三五〇年（後村上天皇御宇觀應五年）、其の南方に於て、メナム河の本流に跨るアヌチャの都を中心として、同じくタイ民族の獨立王國が發祥した。これがシヤム人の所謂ムアング・タイで、即ち現在のシヤム王國の起源である。爾來西紀一七六七年至る四百七十七年間アヌチャに都して、俗にアヌチャ王朝と稱せられるものが夫れである。

此の王國は、建設後久しからずして、スコータイ王國を併せ、其の他附近諸族をも靖定して、確固たる基礎を築き上げたのであつて、一時は、其の國勢遠くマレー半島の南部地方にまで及んだのである。乍併此の王國が、其の獨立

の地歩を確保する爲めには、一方には、カムボヂヤ帝國が廣く後印度半島に亘りて主張し來つた宗主權を排除し、又他方には、ビルマ帝國の制覇の野心を抑制することが絕對に必要であつたので、歴代國王の苦心と努力は、並一通りのものでは無かつた。實にアヌチャ王朝四百十七年の歴史は、此の腹背の兩敵との、寧日なき攻防交戦の記録である。

十八世紀の後半に於ても、ビルマとの戦争は斷續常なき有様であつたが、終にビルマが南北から軍を進めて、アヌチャを攻撃するに及びて、守備軍能く支ふことを得ずして潰滅し、國王は捕へられて命をおとし、アヌチャ王朝は茲に全く滅亡して、華麗を極めた殿堂伽藍は、無盡の財寶と共に悉く烏有に歸したのである。

此の時支那人の所出で、ピヤ・タクシンと呼ばれたる一傑物が現はれ、起つてビルマ軍を國外に擊退して、シヤムの社稷を恢復し、今のバンコックの對岸トンブリーの地に於て、シヤム國王の位に登つたのであつた。然るにシヤム人は、支那人出のタクシン王の統治には悦服しなかつた。王は在位僅かに十五年にして、退位して僧院に入ることを餘儀なくせられ、幾何もなくして遂に殺されて仕舞つた。

曩にアヌチャ王朝に仕へ、後ちピヤ・タクシンに隸屬して、四邊に軍功を樹てゝ大に其の名を揚げつゝあつたチャオピヤ・チャクラーなるものが、迎へられて王位に即き、都を今のバンコックに定めた。これが現王朝の始祖であつて、西曆一七八二年（光格天皇御宇天明二年）のことである。シヤムの現王朝を普通にチャクラー王朝と呼んで居るのは、此の始祖の名に因んだものに外ならぬ。

爾來今日に及んで、代を替ふること八世、年を閱すること百五十四年である。其の前半期は、主として、國內の統一と邊境の鎮定に費された。シヤム國が、開國の國是を定めて、歐米諸國との間に、修交通商條約を締結するに至つた

三

のは、前世紀の五十年代のことであつて、日本の開國と略ぼ其の時を同ふする。斯くて歐米諸國の勢力が、駭々として國內に入り來ることとなつたのであるが、就中マレー半島とビルマの方向から來る英國の勢力と、カムボヂヤ及びラオスの地方から迫る佛國の勢力とが、東西南北から、シヤムを挾撃するの姿勢をとるに至つた。其の情勢は、恰かもアユチャ王朝時代に於て、カムボヂヤ及びビルマの二帝國の爲めに、断えず東西から侵迫を被つて居たのに類似するものがある。尤も往年のカムボヂヤ及びビルマの兩帝國の勢力は、各シヤムの勢力と大體五角であつたのであるが、十九世紀の中葉以降、此の兩帝國の舊勢力に代位して、シヤムに迫り來つた英佛兩國の新勢力は、全く比較にならぬ程重層的なものであつた。シヤム國古來の歴史を通じて知り得るところによれば、同國の獨立維持と其の國勢進展の最大の障害は、後印度半島の中央に位して、四邊の外來勢力に圍繞せられて居る其の地理的地位に存するといふことである。然るに後印度半島に國を成せる爾餘多數の諸民族が、十九世紀の中葉の頃までに、悉く英佛兩國の爪牙を免れることが出来なかつた間に於て、極めて困難なる地理的地位に在つた管のシヤムのみが、能く今日迄其の獨立を維持し來つたのみならず、最近新興の機運勃興を見るに至つて居るのは、果して如何なる所以に職由するのであらうか。

英佛兩國勢力の緩衝地帯として、シヤムの獨立維持が許され來つたのであると見るものがある。儘かにそれはシヤムの獨立維持の重要な事由の一つであると思はれる。乍併唯それだけの爲めでは無い。英佛兩國は、一度はメナム河流域の不可侵を保障し（これはメナム河流域以外のシヤム領土の可侵を意味するものである）更に進んで、メナム河を境として、東西に其の勢力範圍を劃定するまでに至つたのである事實を顧みるならば、シヤム國の獨立が、單に英佛兩國の恩恵にのみ由來するものであると見るのは當つて居らぬ。シヤム國民は、比隣諸民族に比べて見て、優れたる何もかもつて居るに相違ない。それは七百年來あの困難なる國際的地位に在つて培はれ來つたところの

民族的精神である。

此の特殊な民族的精神こそ實に七百年來シヤム王國を保全し來つたものである。而して此の民族的精神こそ、又實に興隆シヤムを目指して起つた革命の眞精神でもある。シヤムの革命を理解するには、先づ此の精神を理解せねばならぬ。革命新政府の動向も亦此の精神の淨玻璃にかけてのみ其の功罪を批判せらるべきであらふと思ふ。

シヤムに於ては、建國以來、國家の政治と王家の家事との間に、はつきりした區別は無かつた。それが稍區別せられるに至つたのは、やつと前世紀の九十年代のことである。斯様な有様ゆゑに、二十世紀も三十年代になつてまでも、君主專制政治が續けられて居たことに敢て不思議は無い。尤も國民の間に、專制政治に對する不平が無かつた譯では決して無い。早くから政治の革新を志したのもあつた。例へば先々帝ラマ第六世（一九一〇—一九一五年在位）の即位後二年の一九一二年にも、革命が企てられたことがある。當時の革命運動に参加したものの内には、立憲君主制を主張するものと、共和を目的とするものと別があつたが、專制政治打破を目指したことは同一であつた。此の時の革命計畫は、事未然に發覺して、數十人の關係者が、一網打盡に逮捕せられ、夫々處罰せられて落着いたのである。

其後間もなく世界大戰の勃發となり、シヤムは英佛等の懲惡に依り、一九一七年、聯合國側に與みして參戰、西部戰線に其の遠征軍を送つた。その結果、シヤムは戰勝國の一として、巴里平和條約に調印し、國際聯盟にも原聯盟國として加盟したのである。斯くてシヤムの國際的地位は相當向上し、英佛兩國のシヤムに對する壓迫政策も相當緩和せられて、獨立に對する脅威も大體除かるゝことを得た上に、多年來の懸案であつた不平等條約の改竄も、漸次その

緒に就くこととなり、一九二五年（大正十四年）先帝ラマ第七世即位の前後に亘つて、條約改正の事業も完成し、領事裁判権の撤廃と關稅自主權の回復とが、列國の承認するところとなつたのである。

此の間、政府及び一般國民の注意は、主として國際關係の改善に向けられ、未だ多く内政の釐革と資源の開發とを顧みるの暇が無かつた。立憲政治に對する識者の要望は、勿論漸を逐ふて強くなりつゝあつたとはいへども、一般國民の教育も普及せず、其の政治思想は未だ極めて低級であり、言論機關も頗る幼稚で、言論の實質的自由といふもの無かつた實情の下に於ては、世の視聽を惹く程の、國民的政治運動が起ることなかつたのは自然である。そればかりで無く、此の時期に於ては、或る程度の外交上の成功があつたが爲めに、王位の專制的權威は、從前に比して、寧ろ大に加つたかの如き外觀すら呈したのである。

ラマ第七世ブラヂヤデイボツク皇帝は、斯る情勢の下に、一九二五年十一月、兄弟崩御の後を承けて即位せられたのであるが、帝は新進の意氣を以て、行政財政の整理を行ひ、進んで皇室費半減の英斷をすら示し給ふて、先帝以來稍弛廢の傾向のあつた綱紀を大に肅正し、多數の僑外國人を淘汰整理するの方針をも樹てられた。於是乎上下望を新皇帝の施政振作に囑したのであつた。

ブラヂヤデイボツク陛下は、幼にして英國に學び、同國の兵學校を卒へて、後ち佛國の陸軍大學校を卒業せられた方で、シヤム人にして陸軍大學校を卒業した最初の人である。陛下は比較的自由思想の持主であつて、即位の當初から、立憲政治創始の御志のあつたことが窺はれるのである。即ち即位後間も無く、かねて久しく有名無實の存在であつた樞密委員會を改革して、新に一會議を起し、各省官吏の内から四十人の委員を選任して、重要法案の諮問機關とした。

此の改革案發布の詔書に於て「此の度の改革の趣旨は、將來政治革新の機運到來に當りて、其の實行を容易ならしむる爲めに、各員をして、會議討論の術に熟せしめんとするにある」旨を述べられて居るのにも見ても、陛下の御意の存するところを知ることが出来るのであつて、此の新組織の樞密委員會——實質的に云へば法制會議會と稱するが適當であらふ——が、將來數次の必要なる改革を経て、立法議會としての發達を遂げるものであらふと思はれて居たのである。其後も陛下は、折に觸れて議會政治實施の御意向を洩されたことがある。一九三二年に眼疾治療の爲め米國御滞在の中に、新聞記者との會見談に於て「シヤムでも遠からず立憲政治を行ふ積りである」といふことを明言せられて居る。だから皇帝の御志が、時勢に順應して立憲政治を布くことは、何人も疑はぬところであつた。一九三二年六月下旬に革命が突發したのであるが、その六月の月初めに、避暑の爲め南遷ホワヒンの離宮に轉地せられた皇帝は、欽定憲法の草案を御衣囊の裡に持つて行かれたのである。此の草案は、時の外務大臣テヴァオン殿下が、特命を受けて、外務次官及外務省顧問と共に研究作成したものであつた。然るに欽定憲法發布の此の計畫は、極秘裡に進められつゝあつたので、陛下のお手許では、既に憲法草案脱稿にまでも進んで居るといふことを、何人も窺ひ知る由もなかつたのは、極めて不幸なることであつたと云はねばならぬ。

ラマ第七世の即位直後の施設の内、前に述べた樞密委員會の改革の外に、それよりも一層重要で注意すべきものは、最高諮議院の創設であつた。此の最高諮議院は、最高級の皇族四名乃至六名を以て定員と爲し、皇帝の親裁する國家最高政策決定機關として、內閣會議の上に立つものである。何故に皇帝が、其の即位と同時に、斯る機關を創設したのであるかに付ては、公式には何等の説明も與へられては居らぬが、村度するところ、ラマ第七世が、先帝の末

弟として卒かに位を嗣ぎたる身を以て、諸般の改革を断行して、庶政の一新を期するが爲めには、是等最高皇族の背景と其の有力なる支持の必要を感ぜられたるものであらうと思はれる。

此の最高機關の創設は、其の當時に在りては、先帝治世中に於ける所謂嬖臣政治に對する反感の反動として、國民は均しく之を歓迎したるものゝ如くに見えた。乍併政弊の由つて來る所以は、制度に存するにあらずして、之を運用する人にある。爾來皇族の政治上に於ける地位は、著しく重要な度を加へ來り、獨り此の最高諮議院顧問官たる地位が、官制上皇族の獨占すところであつたのみならず、内閣諸大臣の地位も亦皇族を以て充てられるものが漸次多くなつて、革命勃發の當時に於ては、九人の大臣の内、六人までは皇族が之を占めて居るやうな實情であつた。其の結果先帝時代には、二三の嬖臣が權柄を揮つて世の指揮を購ふたのに引き代へて、今は皇族が國家の政權を壟斷して、政府の要位を獨占するの觀を呈し、シヤムの政治は、其の實質に於て、之を君主專制といはんよりも、寧ろ皇族專制と稱すべきだと云ふものすらあるに至つた。重要官吏の登用などに付ても、依情の措置が少くなく、一般文武官吏の間に反感が漸次醗酵せられるに至つた。加之皇族大臣中には、其の所管事務に關聯して、私利を營むものが少く無いとの説すら巷間に喧傳せられた。又政府の施設中には、徒らに新奇に趨つて、國家の現狀に適切ならざるものがあるのは、畢竟皇族大臣中の或る者が、自己の個人的興味慾を満足せしむる爲めに、國家の施設を弄び、國民の利益を犠牲に供して憚るなきが爲めであるといふが如き非難をも聞くに至つた。是等の道聽途説は、今一々之を例證することは出來ぬ、其當否元より之を知るべくも無いけれども、斯る風評の傳播せられる事實を自ら自身が、皇族政治に對する國民の不信任を物語るものとも見られ得るであらう。

斯る皇族政治の積弊を是正すべき手段は、現制度の下に於ては、全然缺如して居るのである。即位當初、新進の意氣を以て、大に政治の革新に志した皇帝も、元來清柳の質であつて、爲めに皇族專制の弊害助長の傾向は、次第に濃厚となるに至つたとすら思はれるやうになつた。皇帝自身こそ時勢に醒めて自由思想の人であつて、立憲政治實施の意圖をもつて居られるとしても、皇帝を圍繞して、最高諮議院の牙城に據れる最高級の皇族は、多くは事大保守の思想の持主であつて、内政の上に於ても、將又國際關係の上に於ても、只管現狀維持を以て念として居るものである。是等最高皇族の間に於ても、シヤム國が聽がて立憲政治を布かねばならぬといふことに付ては、主義上異論があつた筈は無いのであるが、種々の事情は彼等をして因循姑息ならしめて、革新断行は望み得べくも無いものゝやうに見える。就中皇族中の最高位に在つて、陸海軍の元帥で、内務大臣の要職を占め、最高諮議院顧問官中の最有力者であつた皇異母兄ナコンサワン殿下は、守舊派の代表人物と目されて居たのである。

君側の事情斯の如くなるのが次第に明かとなるに従て、果して皇帝が左右の反對を排して、革新を断行し得るや否やが疑問視せられるに至つた。而かも一般大衆には政治的訓練が無い。言論の實質的自由も無い。輿論を喚起して革新の氣運を促進し、合法且つ平和なる手段に依て、改革の目的達成を期するが如きは、百年河清を待つのみである。最早此際断乎として直接行動に出で、守舊頑迷の皇族を排除して、皇帝を強要するの手段に出づるの外は無い、といふのが氣鋭の革新派の意見であつた。斯くて保守派と革新派との思想的對立が漸く顯著となるに至つたのである。

然らば此の革新派の目指すところの革新とは果して何であるか。それには國際關係と内政上と二つの方向がある。

シヤム國が獨立國であるといふことは、何人も異議を挿むものは無いのであるが、然らばシヤムは果して、政治上に於ても經濟上に於ても、外來勢力の壓力に拘泥無く、獨自の見地を固く執つて進むことが出来るのであるかといふと、それは頗る怪しいものがある。それが出来ない限りは、シヤムの獨立といふものは、實質的には有名無實と云はねばならぬのでは無いか。外國の種々な拘束的な勢力からシヤムを解放すること、即ちシヤムの名實相伴ふ真正の獨立を回復維持することが、シヤム民族の福祉シヤム國家の興隆の爲めに、絶對必要な條件である。然るに事大思想の俘となり、現状維持を以て能事了れりとする現在の皇族政治家が國政を攪れる限り、政治上及び經濟上に於けるシヤム國の獨立回復といふ國民的大理想を行ふことは、到底之れを期待し得べくも無い。即ち先づ必要なることは、是等保守事大の皇族政治家を廢すことである。

シヤムは世界大戰後の一般不況の影響を被ることは比較的少かつたのであるが、此の不況は何時までも執拗に繼續して益々深刻を加へ、結局シヤムも亦遂に其の餘波を被ることを免れなくなつた。一九三〇年頃から、シヤムの最重要産物たる米の輸出不振となり米價は著しく低落して、爲めに國民生活は不安に陥り、政府の歳入缺陷も甚しく、一九三二年度に於ては、豫算編成難をすら告ぐるに至つた。於是政府は、各種事業の中止又は繰延を行ひ、一般政費に節約を加ふるの外、多數官吏の罷免を實行したのみならず、他方種々の新稅賦課又は増稅を實行せねばならなくなつた。依て政府は屢々國民に對して、此の難局に處して犠牲の精神を發揮せんことを高調したに拘らず、財政の内容に關しては、毫も之を國民に開示して其の理解を求むるの措置はとらなかつた。それが爲めに、有識有産階級の不平は

俄かに昂進して、或は直接皇帝に上書して救恤を求め、又は納稅者たる國民をして参政の機會を得しむることが必要であるとの議論を上下するものが漸く多きを加ふるに至つた。而して斯る議論の反面には、皇族が政權を壟斷して獨り富貴の地位に居り、さらに國家萬民の休戚を顧みんとする態度の無いといふ積年の不平の鬱結せるものあることは明白であつて、即ちシヤム國民の政治的、社會的及び經濟的地位の向上を期待せんが爲めに、内政上の改革を爲さんとするには、是非共在來の皇族政治を覆さねばならぬとせられたのであつた。

畢竟一九三二年に於けるシヤム革命の眞因は、皇族政治の内政上及び外政上に於ける專恣と無能に對する不平の鬱積に存し、經濟不況と財政難局とが、その爆發を促進したものと見るべきである。

却説、毎年四月六日は、現王朝の始祖ラマ一世が、バンコックに於て、初めてシヤム國皇帝の位に登つた記念の日で、恰も我國の紀元節に相當する國家的大祝日である。一九三二年の此の日は、王朝創建以來滿百五十年に相當するので、兩三年も前から種々の準備を整へて、首都に於て盛大なる祝典が舉行せられた。又二百萬鎊の巨資を投じて、バンコックと其の對岸トンブリーとを連絡する爲めに、メナム河を横切つて架設せられたラマ一世記念橋（此の鐵橋はバンコック市内に於て、メナム河上にかげられた最初の橋であつて、船舶の通航を可能ならしめる爲めに開閉式になつて居る）の開通式も行はれたのである。同時にメナム河上に於ては、閱艦式が行はれて、海軍所屬の各艦船が記念橋門の初通航を爲したのである。

皇帝は珍らしくも古代様式の裝束をめされて象に乗り、皇后をも従へさせられて、記念橋落成式の式場に親臨せら

れた。第一公式の歯薄おごそかに、美々しい古式の服装を着けた多数の樂人の行列は前後に連なつて、行く／＼笛鼓の樂を奏し、嚴重なる歩騎砲工の儀仗軍隊は、さらに其の前後を衛つて肅々として進んだ。式場には、各階級の皇族の方を始め、在朝在野の主なる貴顯文武官等洩れなく参列し、駐劄各國公使以下外交團及び領事國の各員亦均しく参列した。美々しくも金色に映ゆる大禮服と、烈日の下の劍光帽影は、式場の内外に溢る／＼ばかりであつた。

四月はシヤムの最盛夏季であるが、華氏百六十度の炎天下に、沿道と兩岸に蜃集する拜觀の群集は、山の如く又潮の如く、チャイヨー（萬歳）の歡聲は遠く近く鳴りひびく。誠に王朝始まつて以來の盛事とも見られて、上下擧つて聖徳を謳歌するものゝ如きさま、王政の榮華茲に極まるの觀すらあつた。此の光景を目睹するもの、誰れか僅か三ヶ月を出でざる後に於けるあの革命の勃發を的確に豫想し得たものがあらうか。

第一世記念橋の開橋式の後に、王宮前の廣場に於ては、嚴肅なる奉告の祭事が執行せられた。其の式場には、玉座を始めとして、各皇族、外交團、百官有司の帷舎が設けられ、玉座から高邸傳ひに王宮の方角に高殿がしつらへられて居た。皇帝は此の高殿に登つて、そこに奉安せられて居る佛像の御前に、御親ら御燈明を照もして、跪座御拜せられるのである。その方角は丁度王宮内の皇祖の靈廟に方つて居るのである。其の日は晴れた好い天氣の日であつたが、只少しく風があつた。その風は大禮服に汗を流して居る参列者等にとつては、此の上も無く難有いものであつたが、併しその風の爲めに、皇帝のともされる燈明の火は、つけても／＼消えるのであつた。とう／＼全部の御燈明をともしきれないまゝ、禮拜をすまされたやうに見えた。斯る大切な儀式に當つては、それが戸外で行はれるのであることを考へて、何とか適當の設備をしておくべきであつたらふと思はれた。今にして思へば、これも何かの前兆といふものであつたかもしれぬ。それから三ヶ月を出でずして、革命が勃發したのであつた。

盛儀の準備おさ／＼怠りなかりし三月の中頃から、百五十年祝典の混雜に乗じて、何事か不穩の計畫を爲しつゝあるものがある。何か變事が勃發するのではないか、といふ風評が頻りに行はれて、それが爲めに相當人心の不安を來すものがあつたのは事實ではあつたが、四月六日を中心とする前後五日間の大祝典は、いとも盛大に且つ極めて秩序正しく行はれて、何の事故も無く、目出度く終了を告げたのであつた。併しこれは後で聞いたことであるが、此の祝典に、上下官民を擧げて心を奪はれて居る際に乘じて、革命の旗揚げをするといふ計畫のあつたのは事實であるが、外國人もも交へた數萬の群集が雜鬧する機會に事を起すときは、如何なる不測の危害を醸生するやも知れぬといふ懸念の爲めに、此の時の旗揚げ計畫を中止したのだといふことである。蓋し事實であつたらふと考へられる。

一九三二年（昭和七年）六月二十四日の拂曉、立憲君主政治要望の國民の聲は遂に爆發した。後で聞けば、内務大臣ナコンサワン殿下は、軍隊内に不穩の情勢があるといふことに付て、屢々報告に接したけれども、百五十年記念祝典の大混雜の機會をすら逸した程のものに、何事が出来るものかと、殆ど齒牙にもかけられなかつたといふことである。併しながら警視總監の屢次の進言もあつたが爲め、二十四日の午前十一時を期して、不穩分子の一齊檢擧を斷行する手筈が整へられて居たのであつた。ほんの數時間それが後れたばかりに、革命派に先手をうたれて仕舞つた。革命勃發の前奏曲とも見るべかりし百五十年祝典前からの不穩流説を、あくまで見縮くびつて居たといふことは、何としても當局の不明を蔽ふことは出来まい。

革命派は陸軍の大佐級以下の一部將校と、海軍の少壯將校と、司法部其他の青年文官の一派と、それに二十年前の

革命陰謀の殘黨とが加はつて居り、始めは各別々に寄々革新運動を計畫して居たのであるが、それが或る動機で合流して人民黨の名に於て結束して起つたものである。

一四

六月二十四日の朝八時頃までには、事件の勃發は電聲の如くに市内に知れ渡つた。けれども何人が何事をおつ始めたのか、事態が如何なる情勢にあるのか、民衆は全く五里霧中であつた。それも其の筈、王宮附近の要處々々にはタシクが出勤し、軍隊のものゝしい警戒もあつたが、商店街は大體平常通り開店して居り、鐵砲の音一つ聞えるでもない。思ひなしか、民衆に焦燥の面持が無いでもないが、王宮附近を除くの外は、街上の情景に格別變つたことも無いのである。豫て噂のあつた革命派の一派が、人民黨の名に依つて、此の日夜半から行動に着手して、未明から皇族を襲ふて之れを拉致拘禁したのであることが知れ渡つたのは尙ほ二、三時間の後のことであつた。

即ち人民黨の名の下に結束して立つた文武官の革命派は、先づ近衛第一師團長ビヤ・セナ・ソクタラム少將を強要して、陸海軍部の各長官及び各團隊長等を急遽召集せしめて、一同の舉事参加を要請した。然るに何れも何の躊躇無く参加を承諾したのであるが、唯一人右のビヤ・セナ少將だけは、容易に之に應じようとせなかつたので、革命の血祭りにビストルの射撃を被つた。當時同師團長の即死が傳へられたが、事實は脚部に銃創をうけた丈けであつて、これが此時の革命政變を通して起つた一つの流血の事故であつた。

人民黨の運動に参加した騎兵隊及び砲兵隊の一部は、午前五時頃、協同して先づ近衛隊の武装解除を行ひ、更に一部隊を派して警視總監に對して、驟起の趣旨と新政府の設立を通告すると共に、内務大臣ナコンサワン殿下の邸宅を包圍した。警視總監は殿下の許に、革命起るの急報を齎らして、警護の警官隊を派したのであるが、時すでにおそく

殿下の邸宅は、騎兵歩兵の一部隊のために取りこまれて居り、こゝに軍警の間に銃火が交へられたのであつたが、何れの側にも死傷者を出すことは無かつた。殿下の邸はメナム河に沿つた宏壯な建物である。門前から庭へかけての銃聲を聞いた殿下は、窃かに裏側からポートを卸ろして河上に遁れんとしたのであるが、朝霧の中を通して、河上には革命派に加擔した海軍の砲艦二隻が、いつの間にか艦首をそろへて投錨して、邸宅の動靜を監視して居るのが見えて居た。表門を打破つて崩れ込んだ革命軍隊は、難なく殿下を捕へて、いたましくも寝巻委のまゝに、兵士を満載した軍用ローリーの助手臺に乗せまゐらせて、アナンタマコン宮殿に連行して、そのまゝその階上に監禁したのである。此の宮殿は、ラマ第五世の御代に、約八百萬銖の巨費を投じて、材料を伊太利から取寄せ、伊太利人の技師を招聘して造營せられた白大理石づくめのルネッサンス式の華麗を極めた宮殿で、シヤム人はスエズ以東無比と自負して居る。王政華かなりし頃は、宮廷の諸般の儀式多くは此處で行はれ、外國公使の信任狀捧呈式も亦常に此の宮殿内のスロイン・ホールに於て舉行せられた。陛下御親裁の最高諮議院會議や内閣會議も亦此の宮殿内に開かれる。陛下が首都に在ます間は、此の建物中央のドーム屋上高く、黄地に赤色を以てガルダを現はした皇帝旗が、毎も變らず掲揚せられて居たのであつた。それが此の朝一瞬にして幽囚の城と化して仕舞つた。人民黨は、ナコンサワン殿下を捕ふると殆ど時を同ふして、最高諮議院顧問官たるナリスラ親王及びダムロン親王の兩皇叔殿下をも、各其の自邸に捕へて、同宮殿に拘禁した。警視總監も亦勿論捕へられた。

拂曉、王宮が、突然現はれた一隊の兵士に取かこまれて、王宮警備の近衛隊が、直に武装を解除せられるや、氣の利いた宮内官の一人が、洗足で宮中から逃れ出でて、宮内大臣と式部長官の私邸へ急變を報告した。式部長官は直ちに近處に御假宿中の皇異母兄カムペンベツト殿下に之を急報した。最高諮議院顧問官で、商務大臣であり、國有鐵道

一五

の主管者でもあつた殿下は、此の急報に接すると同時に、式部長官をも伴ふて、バンコック中央停車場にかけつけ、その場にありつたけの機關車數輛を連結して、一路南に走らせること六時間、ホワヒン離宮へかけつけて、首都大變の第一報を陛下の許へ齎らしたのであつた。そこでは何事も知らせ給はぬラマ第七世ブラヂヤディボツク陛下が、シヤム灣をわたり來る海風の涼味を満喫し給ひながら、やがて國民に參政の權利を賦與せんが爲めの欽定憲法草案の御研究に耽り居られたのである。

人民黨は、陸海軍部の完全なる結束の下に、眞に電撃の如き神速機敏なる活動に依つて、ナコンサワン殿下始め、有力皇族を拘禁し、警視總監其他要路の反對派の人物をも捕へ、瞬く間に首都の實權を收め得て、アナンタ・サマコン宮殿の階上が、幽囚の密室となつて居るその階下では、勝ち誇つた革命派が、新政府の樹立を宣言した。そして直に皇帝陛下に宛て、次の如き公式要請文を發送した。

「文武官を以て組織せられたる人民黨は、今既に王國の政權を收攬し、ナコンサワン殿下其他の皇族を人質として收容せり。若し人民黨員にして何らか危害を加へらるゝが如きことあらば、是等諸皇族が直に報復を被ることを免れざるべし。人民黨は王位篡奪の意思を有するものにあらず、その主たる目的は、立憲君主政體の確立にあるのみ。仍て下名等は、陛下が、人民黨に依りて樹立せられたる立憲君主國の皇帝として、君臨せられんが爲めに、首府に御還幸あらんことを要請す。萬一陛下にして此の要請を拒絶せらるゝか、若くは此の書面接受の時より一時間以内に、回答を與へられざるに於ては、人民黨は、立憲君主政府の設立を宣言して、適當なる他の皇族を迎へて、之れを擁立すべし」

とあつて、而して此の要請文に署名したものは、陸軍大佐ビヤ・パホン・バラバユハ・セナ、同ビヤ・ソンスラデツチ及び同ビヤ・リツチ・アカーネの三名であつた。此の文書を携へた特使は、陸兵百二十五名と海兵七十五名を載せた砲艦ヌココータヤ號で、ホワヒン離宮に在る皇帝の許に急行した。同時に、バンコックの市内には、人民黨布告と題した次のやうな傳單を撒布した。

人民黨は皇族を拘禁せり。

人民黨の行動に反抗するものあらば制裁を加へらるべく、拘禁中の皇族の安全も亦害はるべし。

それと同時に印刷した長文の宣言書が發表せられた。それは人民黨が従來の專制政治に對して懐いて居る思想感情を、忌憚なく言ひつくして居るものであるから、長文を厭はず、其の要譯を掲げておく。曰く

現皇帝即位の當初に於て、望を其の善政に囑したる國民の期待は、全く裏切られたり。皇帝は常に絶對權力を把握し、重要な國務は擧げて之を皇族と嬖臣に委ね、毫も民意に聽くところ無し。而して是等の皇族と嬖臣とは、縱に其の權力を濫用して、苞苴は收められ、官廳の購買は節度を失し、或は爲替相場に依り奇利を計りて、財政を素り經濟を擾亂し、國家を毒し、國民生活を窮乏の極に陥れたり。是等は皆民衆周知の事實にして、全く專制政府の秕政に屬す。民衆の康寧を以て念とするにあらざる現政府の存続する限り、國家の難局を濟はんとするも及ぶべからざるなり。蓋し專制政治は、國民を奴隸視又は獸畜視し、鞭撻を事として毫も之を撫育することなく、皇帝と皇族とは、國民の膏血を絞りて、其の私腹を肥すこと數千百萬金の多きに及び、政府が人頭税其他の租税を徴するや、無資の者或は其の微財をも没收せられ、又は苦役に服せしめらる。されば皇族暖衣飽食して尙ほ足れりとせざるとき民に草色あり。專制政治の弊害斯の如く極まれるもの、我國を外にして、現代に其の類例を見ず。曾てカイ

セル治下の獨逸とザール治下の露西亞とありたれども、何れも久しく其の社稷を保つこと能はざりき。

皇帝の政治は國民を欺くことを以て之れ事とせり。政府は産業助長を唱ふるも、國民の期待は一も報ひらるゝ所なし。加之政府が國民無智の故を以て、其の國政參與を拒めるは、租稅負擔者たる國民を愚弄するものと云ふべし。國民皆無能にして、皇族獨り明智なりとするも、何の誇に値するあらんや。若し一般國民の智識尙は未だ皇族に及ばざるものありとせば、之れ教育の未だ普及せざるが故に外ならず。而して國民教育の普及せざるは、民を愚にして御するに易からしめんが爲め、皇族の之を妨害せるに由るのみ。されば我が國民須らく、國家は國民の國家にして、從來教へられ來りたるが如く、皇帝の國家にあらざることを知るを要す。吾等國民の祖先は上下協心戮力して、國家の獨立を維持し來りたるに反して、今日の皇族は、縦に國民を誅求し、手を懐にして、數千萬の巨財を積むを以て能事と爲し、最近經濟悲況の極、農民と兵士の父母が、收支相償ふ能はずして、耕作をも放棄するの已むを得ざるに至りつゝある事態をも傍觀して、何等救済の途を講ずること無く、却つて數多の吏員を解雇す。學生は業を卒へ、兵士は解召せらるゝも、職を得るに由無きもの甚だ多し。下級官吏又は下士兵卒等は、恩給と與の惠にも浴する能はざるなり。凡そ政府が國民より徵收する金額は、國民發展の爲めに使用せられ、失業者に職業を與ふる爲めに活用せらるべきものなり。然るに君主專制政治の弊の極まるるところ、皇族の爲す所は毫も茲に出でず。彼等は國民の膏血を搾取することによりて蓄へ得たる餘財を外國に送りて、一朝事あるとき、國民の疾苦を後にして、國外逃遁の用意と爲せり、其の罪惡憎みても餘ありと云ふべきなり。

以上の如き秕政百出に惱み來りたる國民軍人官吏等は、茲に人民黨を結成して、政府及び君主に屬したる權力を奪回するを得たり。惟ふに秕政改革の途は、一に議會を創設して國政を公論に決するにあるのみ。吾等は一人の利

害と理想に代ふるに全國民の利害と理想を以てして、國政を行はんとするものなり。

國家の元首に關しては、人民黨は皇帝の地位を奪はんとするものにあらず、依然現皇帝を推戴して元首と爲さんとす。然れども皇帝は、國家憲法の下に立たざるべからず、人民議會の協贊に依るにあらずして、國政を獨裁すべからざるなり。

人民黨の此の要望は、既に之を皇帝に通牒して、其の回答を待ちつゝあり。若し皇帝にして、此の要望に聽従することを以て、自己の權威を失墜するものなるが如く思惟して、所定の時間内に確答を與へられざるに於ては、之れ乃ち我民族に對する叛逆に外ならずと認むべく、事茲に到らば、勢ひ共和制度を布き、元首は人民議會に於て之を選擧し、任期を定めて其の職に當らしむべし。斯の政體は、國家興隆を期するが爲めには、最善なるものにして、國民各々其の所を得るに至るべし。我國由來天恵に富むあり、皇族の不正に蓄積したる數億千萬の財産を沒收して之を國家繁榮の資に充用すれば、國民皆其の業を得て安んじ、國家は正きに更生して、國礎の鞏固期して待つべきなり。

人民黨の施政は、智識と經驗に則り、決して專制君主の轍を踐むことなし。即ち人民黨の採らんとする施政の大綱は左の如し。

- 一、法權、財政、經濟の獨立の擁護
- 二、治安の維持、犯罪の防止
- 三、堅實なる經濟政策の樹立實施に依り、各人に職業を與へて國民生活の安定を期し、以て國民の經濟福祉増進を圖ること

四、國民平等權の確立（從來の如く皇族が國民に對して權力を有することを認めず）
 五、國民の自由の確保（但し上記四項の基礎的條件と抵觸せざる範圍に於て）

六、國民教育の完全なる普及

國民諸君よ、冀くは、專制君主政治を打破して國家の平和を維持し、以て國民をして其の堵に安ぜしめんとする人民黨の計畫成就の爲めに協力せよ。萬一人民黨の運動を支援することを欲せざるものと雖も、之に障害を來すべき行動を執る勿れ。人民黨の行動を援助するは、即ち國家と國民と其の子孫を濟ふ所以なり。之に依つて我國家は始めて完全なる獨立を維持し、國民は危害を免かれ、各人職を得て貧困に悩むなく、平等の權利を享有して皇族の奴隸たる地位より脱却し、四民虐使の時代は葬り去られて、文化燦然たる幸福の世界が實現せらるゝを得べきなり。

三大佐から皇帝に宛てた要請文と、市中に撒布せられた此の宣言書とを比べて見て、誰にでもすぐに氣の附くことは、前者にありては、専ら立憲君主制度をのみ要請して居るのに反して、後者に於ては、場合に依りては、共和制度の樹立を辭しないことを言明せるのみならず、却つて共和制を以て立憲君主制に優るものとする思想をすら示唆して居ることである。察するところ、人民黨の一部には、共和制を以て理想とするものが、慥かに有つたのであらふ。だからこそ斯様な宣言文が起草せられたのであらふ。然るに萬一皇帝が人民黨の要請を拒絶した場合の措置に付て、驟起間際まで黨内に異論が有つて、結局最後の瞬間に於て、恐らく軍人側の主張が貫徹せられて、立憲君主制一本槍で進むことに定つて、其の結果が前記の皇帝宛の要請文となつたものであらふと思はれる。宣言文の方は、最早之れを改刷する暇が無かつたか、又は不用意の裡に、そのまゝ市中に出されて仕舞つたのではあるまいか。何れにせよ、此の

宣言文こそは、人民黨幹部と、皇帝及皇族一派との間に、越へ難い溝渠を作つたものである。又人民黨の幹部には、赤い分子が居るのだといふ宣傳の素を作つたのも亦此の宣言文であつた。文中に皇族財産の没收にまで言及して居るところからして、反對派から難癖をつけられたのも、餘儀無いことのやうに思はれぬでも無いが、併し赤色云々の宣傳は當を得たものとは考へることは出来ぬ。

さて人民黨は、首都の實權を收めた後、其の日の午後、拘禁中の内務大臣、ホワヒンへ走りたる商務大臣、半島地方旅行中の國防大臣及同副大臣（以上何れも皇族）を除きたる爾餘の各省大臣（此の内、外務、大藏、文部の三大臣は皇族）並に次官を、武装威嚇の下に、アナンタ・サマコーン宮殿に連行して、四時から六時まで二時間に亘る會商を行ひ、人民黨の統制の下に、従前通り各其の主管業務に執掌すべきことを誓はしめた。尙ほ此の際、人民黨の有する人民代表議會開設の腹案が説明せられ、又諸外國へ通告の方式に關して、外務大臣と黨幹部との間に應酬があつた。此の會商の結果夕刻に至つて、ピヤ・パホンの署名せる

「人民黨は立憲政府設立の目的を以て政權を收攬し、ナコンサワン殿下は之れを承認したり。各省官吏は平常通り其の主管事務に従事すべく、違背するものは處罰に附せらるべし」

との布告を發し、同時に急使を以て、各國公使館及び領事館へ、次のやうな意味の外務大臣口上書を送つて來た。

「今や國權を總攬する臨時政府は、公序を維持し、且つ王國內住民の生命財産を保護する爲め、必要なる一切の措置を講ずべく、且つ一切の條約と其の他の國際義務を遵守すべし」

明くれば六月二十五日の午前十時半、前日ホワヒンの離宮へ急派せられたスコークヤ艦長から、革命軍司令宛に
 「皇帝は人民黨の要請を受諾せられ、陸路御還幸の御希望であるから、其の手配あり度い。」
 との第一電が着いた。引續いて次のやうな第二電が到着した。それには、人民黨の要請受諾に付ての、皇帝陛下御
 自身の悲痛なる御感懐がもられ、且つ退位の御意向すら洩されて居る。

「立憲政體の下に君臨する爲めに、予の首都還幸要請の次第了承せり。不名譽なる暴動によりて流血の慘事を見む
 ことは予の望まざる所なり。予の専ら念とするところは、國民の安泰にあり。予は夙に親ら立憲政體樹立を考慮し
 居りたるものなるが故に、此の際憲法を發布して、之れに適應する新政府の設立を助くることを受諾す。若し予に
 して此の要請を受諾せざるに於ては、諸外國も亦新政府を承認せざるべく、延ひて、紛擾擴大の恐れあればなり。
 予は身體強健ならず、加ふるに儲嗣無く、予が國政を總攬すること、將來久しきに亘ること能はざるべし。予は
 毫も自己の權勢擴大を企圖するものにあらず。又予は、我が民族の進歩發展を計りて、能く諸外國民と其の繁榮を
 競ふの域に達せしめ得るの器にあらず。斯の如きは予が眞情の發露なり。」

斯くて其の夜半即ち二十六日の午前零時、皇帝は皇后と共に、鐵路ベンコックへ御還幸になつた。豫てから兩陛下
 に扈從してホワヒンに在つた皇岳父スバステイ親王と、前々日急變突發の第一報をホワヒン離宮に齎らした皇兄カム
 ベンベツト親王の兩殿下も亦皇帝と共に歸京せられた。事變勃發の早朝、脱兎のやうに飛び出した機關車が、今は敗
 將の弊馬のやうに、力無げに皇室専用停車場のプラツトホームに、一輛の客車を牽ひて靜かに着いた。停車場の内外
 は、革命軍隊の嚴戒裡におかれてあつた。その中から懐かしげに皇帝を御出迎へ申上げたのは、宮内大臣唯一人であ

つた。老大臣は悲痛なる沈黙を以て、玉顔を見上ぐるばかりであつた。陛下は皇后と共に、軍憲の警護の下に、住み
 慣れたデュツツト宮殿には向はせられずして、御即位前の御居殿であつたスコークヤ御殿に入らせられた。陛下は御
 即位前は、スコークヤの宮殿下と申上げられた御方である。其の鹵簿には、いつものやうな立派な御料車を用ゐず、
 臨時政府借上げ中の普通車を用ゐ、儀容全く整はず、見るものをして、世相の急變と王者運命の轉變に對して、感慨
 無量なるものあらしめた。

夜が明けて二十六日の朝、人民黨幹部は、宮内大臣を通じて、謁見を願出た。陛下は午前十一時十五分、侍從長
 の導引に依り、幹部九名のものに謁を賜つた。幹部は先づ、今次革命運動關係者の行動に付いては、之を處罰せざる
 旨の勅令に御署名を請ふた。陛下は直ちに之を容れられて署名された。此の政體變革に關する犯罪赦免令は、其の日
 の午後發布せられたのであるが、其の前文には「皇帝は勅して之を天下に公布せしめ給ふ」と冒頭して

「弊政の矯正と國民疲弊の救済を以て念願とする果敢なる人民黨員は、國家國民の破局を未前に防止し、以て諸外
 國に於けるが如き煥然たる文化開發を期せんことの冀望に倚り、憲法を制定して、朕をして憲法の下に皇位を承續
 せしめんと要請せり。此の要請に對しては、一部皇族並に舊官吏等の不滿を感ずるものあらんも、斯の如き事態は、
 諸國通有のことにして、如何に進歩せる國家にありても、時として免るゝ能はざる所なり。今次我國に於ける政變
 の成行としては、寧ろ極めて穩當なる事態なりと云ふべし。一部皇族及官吏を拘禁せるは、黨の安全の保障と其の
 企畫遂行の方便たるに過ぎず。被拘禁者は何等危害又は凌辱を加へられたること無く、又之を加ふるの意思あるこ
 と無し。顯貴に對する適當なる優遇與へられたり。」

朕は夙に憲法政治確立に付考慮する所あり。従つて人民黨今次の行動は、朕の意を得たるものにして、朕は國家民族の爲め、憲法政治の實施に好意を有し、毫も人民黨の行動に反抗し、又は之を妨礙するの意思を有すること無し」と述べたる後

「人民黨に屬する何人たるを問はず、其の行動の何たるに拘らず、其の法律に違反するものありたる場合、之に對して法律を適用することを得ず」と規定して居る。

次いで幹部は、豫て用意したる憲法草案を読み上げ、之にも直に御署名が願ひ度いと申出でた。陛下には、一應之れを読み度いと仰があつたので、一時間の猶豫が與へられた。幹部からの、成るべく早くとの註文を聞き流しつゝ陛下は別室に退かれたが、一時間後に至りて、「時間の餘裕無くして十分理解出来ぬものもあり、理解無くして署名することは不可能である」として、容易に署名を御容認にならぬ。結局滿一日、即ち翌二十七日午後五時迄の猶豫が與へられることになつた。此の時の謁見に際しても、又前日諸大臣次官等との會商に於ても、主として折衝の矢表に立つたものは、ルアング・ブラデイツト君であつた。その主張は常に極めて強硬であつたが、其の態度舉措は、頗る感勲鄭重であつたと云ふことである。

其の翌二十七日の午後三時半、早くも人民黨の幹部は、再び皇帝の御殿なるスコークヤ宮殿に參候して、皇帝の御返事待つた。午後五時約定の時間に、皇帝は出御遊された。此の時の皇帝の御心境に就ては、外間から之を窺ひ知ることとは出来ぬけれども、物かに洩れ承るところに據ると、陛下は人民黨幹部の者等に對して、「予は此の際この憲

法に署名して立憲君主政體の樹立を完成せしむると共に、退位せんと欲するものである。予は不敏にして國政舉らざるの非難は之を甘受すべしとするも、而かも予は、誠意をつくし全力を傾けて、蒼生の福祉を念願企圖し來つたもので、此の點に於て、心事何等やましきものは無い。然るに人民黨の發した宣言文中には、言を極めて予の秕政なるものを攻撃して刺すところが無い。此の上皇位に留らんことは、何人と雖も能く爲し得るところで無い。予には儒廟が無い。健康も亦勝れぬ。寧ろ退いて安易な餘生を樂しむべきである。予夫妻の生活は、極めて僅少の經費を要するのみ」と仰出されたと云ふことである。人民黨幹部等は、極力陛下をおなだめ申上げ、當初の宣言を相當緩和するの措置をとるべきことを約して、辛ふじて退位のこととは顧意せられたといふことである。

そこで陛下は、人民黨提出の憲法草案に對して、その内容は變更せぬが、唯だ一ヶ所だけ、餘り重要ならざる修正をしたいと申出でられた。それは人民黨の幹部に依て受け入れられた。皇帝は靜かにペンをとつて、草案第一頁の冒頭に、「臨時」の一語を書き加へられた上で、御親署を了せられたのであつた。陛下は、此の動亂の渦中に於て作成せられた憲法を假憲法と見て、更に憲法起草委員會を設けて、恒久憲法を完成しようとの叡慮から、此の奇手をうたれたのであつた。當時巷間にも「或る重要ならざる修正」と傳へられてゐたのであつたが、その修正のポイントが何であつたかを知るに及んでは、所謂「重要ならざる修正」が、實は甚だ「重要な修正」であつたことを思はねばならなかつた。それは臨時憲法と確定憲法とを比較して見て、皇帝の憲法上の地位——その榮譽、その權能に多大の差異あることを見れば、直ぐに首肯せられることである。銃劍の威嚇の下に、急迫緊張せる空氣の裡に於て、沈着にして思慮深き皇帝の叡智のひらめきが看取せられるのである。併しながら既に述べたやうに、豫て憲政實施の御志あり、既に欽定憲法の草案脱稿とまで運ばれて居たのに拘はらず、斯る情景の下に、人民黨の強要する憲法を受諾せねばならなかつ

た皇帝の御胸中は察するに餘りがある。御署名の席に在つた侍臣等は、陛下の御心境を聞き、皆な面を蔽ひ聲を揚げて泣いたといふことである。誠にさもあるべきこと、察せられる。

皇帝の御署名を了した此の臨時憲法は、其の日の日附を以て、翌朝發布せられた。一九三二年六月二十四日の拂曉、突如行動を起した人民黨は、僅かに三時間にして實権をその手裡に收め、又僅かに四日にして、立憲君主政體樹立の目的を完成した。爾來六月二十七日は、國家最重要の記念祝日として、毎年盛大なる祝典の舉行せられる日となつた。

此の臨時憲法に據れば、國家の主權は國民に專屬するものなることが明かにせられて居る。そして統治の機關は皇帝、人民代表議會、人民委員會及裁判所の四つである。國民主權の具象的發動は、人民代表議會に依つて行はれ、人民委員會がその執行機關となるものである。皇帝は、憲法上の統治機關の一つであるけれども、事實に於ては、法律の施行、判決の執行其他國權の發動は、皇帝の名を用ふると云ふのみで、皇帝は人民代表議會の執行機關たる人民委員會の勅告に従つてのみ行動し得るに過ぎぬ。特に皇帝に固有の實質的なる權力は何物も無い。建國以來の専制萬能の皇帝は、一朝にして其の權力の全部を喪つて了つたのである。各省を主管する大臣に至りては、人民委員會に對して責任を負ふ事務官に過ぎぬものとなつた。人民委員會は、人民代表議會に依つて選任せらるゝものであつて、議會はその必要と認むる場合に於ては、何時にてもこれを改造し得るの權能を有して居る。而して人民代表議會は、議員の任期満了によつて改造せらるる場合の外は、解散の制度を認められて居らない。要するに議會萬能の制度となつたのであつた。猶臨時憲法に付て特に吾々の注意を惹いた事は、該憲法が種々の細目に涉る規定を設けて居つたに拘らず、成文憲法として極めて重要であるべき規定、例へば國民の兵役及納税の義務に關する規定を設けて居なかつたこ

と、又身體居住の安全、信書の秘密、言論及び信教の自由並びに所有權の保障等に關する規定を設けて居らなかつたこと等で、それが故意か不用意かは知らぬけれども、兎も角、如何に咄嗟の間に起草されたものであつたとは云ひながら、甚だ不完全なものであると云ふ感を懐かざるを得なかつたのである。

其の翌六月二十八日午後に至つて、臨時憲法に據る人民代表議會及人民委員會が成立した。人民代表議會は第一段の過渡期に於ては、人民黨の指名する七十名の議員を以て組織せられた。人民委員會は、議會に於て議員中より選任する委員長と、其の委員長が議會の承認を経て、議員中から選任する十四名の委員を以て組織せられたのである。この日、人民黨幹部は、その豫め用意せる所に依つて、議員として指名せらるべき七十名の者の參集を求めて、黨本部たるアナタ・サマコン宮殿に於て、革命軍司令ビヤ・パホン大佐司會の下に、正式指名を行ひ、各員は國旗の下に、國家及國民に對する忠誠を宣誓し、人民黨の六綱領を恪守すべきことを宣言して、茲に人民代表議會が正式に成立を告げた。直に議長及副議長の選舉を行つたが、議長には元文部大臣のチャオビヤ・タマサツク氏が當選し、副議長には退職の陸軍少將ビヤ・インドラ・ツイチット氏が當選した。ビヤ・インドラ少將は後に駐日公使となつて、昭和九年三月迄在任した人である。

先是革命軍司令は、人民代表議會開會の旨を皇帝に通報したが、皇帝は議會の成立を嘉すとの回答を與へられたのみで、議場に御臨幸のことは無かつた。

次で議會は、人民委員會委員長として、控訴院長ビヤ・マノーを選任し、同委員長は、直に議員中から十四名の委員を選任して、議會の承認を経た。その翌二十九日には、皇帝は人民委員會の推薦に依つて、各省大臣を任命した。斯

くて新しい立憲政府の陣容が整ふたのである。

二八

人民黨幹部の選擇によつて指名せられた七十名の議員の色別を見ると、今度の革命に参加した人民黨の幹部、一九一二年の革命陰謀に加つて居つた者其他人民黨の適當と認められた官吏及普通人である。長老政治家とも云ふべきものは僅かに三名に過ぎない。陸海軍人が十七名、司法省部内の在官者が七名、内務、外務、大藏、文部、農務各省の現職官吏一名又は二名宛、商務省關係者は二十四名の多きに及んで居るが、高殺者は殆ど一人も無い。純實業家と看做すべきものは僅かに四名に過ぎなかつた。七十名の議員の名を茲に掲げることは略するが、初代の人民委員と内閣員丈けを掲げておく。即ち、人民委員會

(委員長)

Phya Manopakarana Nitthada
Rear-admiral Phya Priya Jolayuth
Third Grand Councillor Phya Srivisar Vacha
Colonel Phya Bahol Balapagutha Sena
Colonel Phya Song Sutadej
Colonel Phya Riddhi Aganeya
First Councillor Phya Pramuan Vichabhul
Lient. Colonel Phya Prasana Biddayayuth
Major Luang Bipul Songgram

内閣

Lieut. Commander Luang Sindu Songgramchai
Luang Pradit manudharn
First Deputy Councillor Luang Dej Sakakorn
First Deputy Councillor Tua Nabhanukrom
First Deputy Councillor P-rayoon Mamorn Noutri
Nai Naeb Baholayorhin

國防大臣(心得)

Major-General Phya Praseth

内務大臣

First Grand Councillor Phya Chasanyapati

農商務大臣

1st Grand Councillor Chaphya Wongsra Nuprabadh.

文部大臣(心得)

○Phya Pramuan Vichabhul

外務大臣

○Phya Srivisar Vacha

司法大臣

Phya Deb Vibura

大藏大臣

○Phya manopakrane Nitthada

新大匠中には、前政府時代の大臣であつた者は一人も無い。皇族も一人も無い。○印を附したものは、人民委員會に席を有するものである。又内務大臣一人を除くの外は、凡て人民代表議會の議員である。

二九

政變の勃發と同時にスローン・ホールに拘禁せられた最高皇族の内、ナリスラ及びダムロンの兩皇叔殿下は、臨時憲法發布の後間も無く歸邸を許された。尤も其の邸宅は門を鎖して、銃劍兵士の嚴重な監視が附されてゐたが、其後時を経て、何時の間にか其の警戒も解かれたのであつた。然るにナコンサワン殿下のみは、スローン・ホールが人民代表議會の議事堂として供用せられることとなつた爲め、離宮内の他の建物に移されて引續き拘禁せられ、漸く七月三日の朝に至つて、外遊準備の爲に歸邸を許され、四日の午後二時半、皇室専用停車場發臨時列車で、家族全部を伴つて、スマトラのプラスタギーに向つた。之より先二十八日の臨時憲法公布と同時に、皇帝は、次の様な勅書を發し、宮内大臣をして、これを各皇族に傳達せしめて、その輕舉妄動を戒められた。

「人民黨は、安寧秩序攪亂の聲皇族の間に起り、之を放任せば、其の波及するところ、不測の大事を惹起する無きを保せずと思惟するの故を以て、此際皇族の誤解を一掃せんが爲、朕の協助を乞ふところあり。惟ふに皇族の行動果して人民黨の云ふが如くなるに於ては、甚だ穩當を缺くものと謂はざるを得ず。國家の治安維持の爲めには、皇族も亦宜しく一致協力する所なかるべからず。蓋し憲法の制定は、朕の冀望に適へるものなればなり。宮内大臣宜しく朕が意を體して、各皇族その身を持つること公正にして、治安妨害の行動に出づること無く、常にその言動を慎重にして、苟も禍因を醸すが如きことなかるべき旨を傳達せよ」

斯る勅諭が發せられた一事から、當時各階級の皇族の間に於て、種々の反革命策動が行はれつゝあつたことを臆測するものゝあつたのは餘儀無い次第である。事實斯る策動があつたか何うかに付ては、此の際言及を避けておくが、兎も角皇族中の最重要人物であるナコンサワン殿下に對する人民黨側の警戒が、最も嚴重であつたのは、時局柄當然の次第であつた。それに就て、七月五日、新政府の某要人の話に據ると、新政府内には、一方に於て随分極端な主

張をするものもあるが、又他方には反動傾向の一派と目すべきものも有るのであるから、若しナコンサワン殿下が此の際拘禁を解かれたまゝに國內に留まられたならば、殿下を中心にして、如何なる不測の擾亂が發生するかも知れない。それゆゑ殿下の外遊は、實は皇帝陛下の御發意であつて、殿下も亦喜んで之に従はれたのであると云ふことであつた。尙ほナコンサワン殿下の御外遊に就ては、皇位繼承問題に關聯して之を考へるものもあつた。即ちラマ第六世王の制定に係る皇位繼承法に據ると、當時推定の王位繼承順位にあるものは、皇異母弟故マヒドン殿下の遺子アナンタ・マヒドン殿下（昭和十年三月ブラヂヤデイボツク陛下の退位と共に即位せられたお方である）であるが、同殿下は未だ僅に八歳の幼齡で、其の生母も皇族出では無いといふやうな事情もあつて、世間では、ブラヂヤデイボツク陛下百年の後は、ナコンサワン殿下が王位を繼ぐものであると一般に信じられつゝあつた有様である。乍併ナコンサワン殿下の登極は新政府の最も忌む所である。同殿下は、諸皇族中最高の地位に在つて、多くの重要な官職を兼ねて居り、内外人の尊敬を一身に聚めて居たのであるが、其の聲望がシヤム人の間に頌に衰へたかの觀があつた。殿下は内務大臣として言論を壓迫することが極端であつたが爲に、甚しく一派の憎惡を購つたのみならず、皇室を別として、シヤム第一の資産家でもあるので、全く事實とは思はれないやうな色々の噂が立てられて居たのも事實である。臨時憲法は、ブラヂヤデイボツク陛下を以て、シヤム國の皇帝とすることを規定し、且つ皇位の繼承は、皇位繼承法（前述）の規定する所に據る。但し議會の承認を條件とする旨を定めて居る。即ち皇位繼承者を選擧する權能は、結局議會が握つて仕舞つたのである。然るに國民總意の名を以て議會によりて代表せられる人民黨部の意思を行ふが爲めには、ナコンサワン殿下の在國は、色々の不便あることは想像に難く無い。夫れ故に殿下の外遊は、この繼承問題を、無難に人民黨の希望通りに解決する爲めの用意に出たものであるといふのである。

ナコンサワン殿下御出國の事由は兎も角として、七月四日の午後、殿下のベンコック御出發に當つては、其の發車驛も發車の時間も、全く之を曖昧にして、何人にも知らしめられなかつた。それにも拘らず、皇室停車場の内外は、數十名の兵士と數臺の装甲自動車とを以て、極めて嚴重なる警戒を加へられ、近親者や知友の見送すらも許されなかつた。同伴者は妃殿下、伯爵殿下、令嗣チユンボウ殿下夫妻及令孫、數人の王女殿下等その大家族の全部であつたが、一行の服装も全く整はない。ナコンサワン殿下の如きも、ゴルフパンツを穿つた輕裝の儘であつた。車中には革命軍の士官數名同乗して、國境迄護送して行つた。その有様は恰も重大犯人を國外に追放するかの如くであつたと云ふことである。臨時列車は五日午後四時四〇分、英領マレイとの國境驛バダンベサルに着いたが、英國側からの出迎等も皆無、直ちに同地發彼南に向はれたのである。

先是皇帝陛下が、臨時憲法御署名に當つて、その悲痛なる御心境を御洩しになつたことは、前に述べた通りであるが、元來人民黨始め一般國民の反感の對象は、皇帝よりも寧ろ皇帝を圍繞する皇族にあつたので——就中ナコンサワン殿下が最も其の中心となつたのである。それに、皇帝に於ては、既に欽定憲法の草案をも脱稿するに至つて居られた事實も段々に知れ渡つて來て、此度の革命舉事が、些か過まり過ぎたものであり、殊に最後通牒に類する如き要請文を皇帝に突き付けたら、又最高皇族等を逮捕監禁すると云ふ様なことは、餘りにもやり過ぎたことである、と云ふやうな感情が、大分巷間に擡頭して來る様にもなつたので、もしも皇帝が退位せられ、隨つて王位繼承問題が起り、それに伴ふて種々の紛糾が續發することになると、人民黨としては、事實上同黨が王位廢立を圖つたこと、又之に伴ふ國內の不安招來の責任を負はねばならぬことになり、一般の輿望を繋ぐ所以でないと考へられた。それで人民黨幹部では、極力皇帝を有めて御留位を懇願したが、それに関して、新政府はその成立直後次の様な意味の聲明を發した。即ち

「人民委員會委員長ビヤ・マノ、委員ビヤ・スリピサーン、ビヤ・ブリヂヤ、ビヤ・パホン及びルアン・プラディットは六月三十日、スコータヤ宮殿に於て拜謁を賜り、陛下に於ては、過去に於て既に憲法制定方御考慮中であつたが、制御し難き勢力の牽制の爲に、その達成が遷延して居つたことは遺憾に思召されること、又陛下に於ては、前政府時代に官憲の權力を濫用する者の勢からざることは知つて居られたけれども、彼等が常に陛下の眼を避けることに努めたが故に、陛下として直接之を制御せられることが不可能であつたと云ふ聖旨を承はつた。陛下は居常國民の爲に善政を布かんことを以て念とせられたのであるから、又今回の人民黨の行動を是認せられて、國民を以て本とする憲法政治を受諾せられたのである。人民委員會は、陛下が國家國民の最高利益を以て念とせられるものなることを信じて疑はぬものである。」

シヤムの革命が、他の諸國の革命の場合に例の無い程の穩かさを以て手際良く遂行せられたのは、人民黨の周到且つ機敏なる行動と皇帝の時局救済の英斷に由るものと云はねばならぬ。それに付ては斯様な挿話もある。盤谷から東北に當るコーラートに駐屯する第二軍團は、ナコンサワン殿下と縁故の深い軍隊であるが（翌一九三三年十月に叛亂を起したのも此の軍隊であつた）、同軍團長は、首府の急變を聞いて、直ちに電報をホワヒン離宮へ發して、「陛下にして人民黨の要請を拒絶せられるならば、自分は直ちに部下を率ゐて一戦を辭せざるものである」と奏上したところが、陛下は「事既に定まつて、時局は全く人民黨の手裡に收められた。此の際濫りに策動すれば、國民流血の慘事を惹起することは必然であり、且つ諸外國との關係も紛糾を見るに至るであらう」とて、之を慰撫せられたといふことである。新政府の當局も、「今回の事が斯の如く平靜に進行して、唯一人の負傷者の外には、何等流血の慘事も無く、騷擾混亂を見ることも無く、神速に時局の拾收安定を見ることの出來たのは、一に皇帝陛下の賜である。此の新事態

に對して、萬一にも陛下に於て逡巡せられる所があつたならば、時局は必然非常なる混亂を免れなかつたであらう。國民が陛下果斷の功に負ふ所は甚だ大である。人民黨が今回の如き手段に出たことは、陛下として之を喜ばれるべき筈も無いが、陛下は新憲法には御満足である」と語つて居た。

扱て、新立憲政府の陣容成りたる後、政府は直に革新建設的努力に入つた。議會は毎週三回開催せられ、税制の改廢、官廳の廢合等を行ひ、殊に最高諮議院、樞密委員會、財務委員會、國防委員會等舊政府時代の重要機關は、憲法と相容れざるものとして總て之を廢し、皇族の樞要の地位にありたるものは悉く之を斥け、且つ陸海軍を改編して、將官級の將校は僅かに一二を除くの外、總て現役を退かしめ、大佐級に於ても多數の者を罷免して、軍部の實權を軍部出身の人民黨首腦部に收め、又ペンコックのみならず各地方に委員を派遣して、革命理想の宣傳に努めた。乍併其の後數ヶ月の間、表面上には特に不穩の事故は無かつたに拘らず、人心全く安定を得る譯にはいかなくて、何となく不氣味な暗流が横はつて居る様な氣がした。人民黨の中心人物で、革命の成就と共に人民委員となつたピヤ・パホン其の他の軍部首腦も、黨本部内に家族と共に立籠つた儘、外部との接觸を絶ち、只管身邊の危險を慮るかの如き有様であつた。政府の重要地位から退けられた皇族等は、表面聲を潜めて何等爲す所無きが如くであつたけれども、人民黨の執つた直接行動と、其の後に於ける皇族排斥の措置に對しては、極度に憤激して居つたことは云ふまでもなく、革命の當時皇帝が、時局の紛糾混亂を避けんが爲に採つた聽從的態度に對してすら、不平の者が尠くないと云ふことであつた。政府は新聞紙その他が、皇族に關する虚實判然しない報道を爲すを差止め、且つ又、皇族に對して決して差別待遇を爲すものに非ずと云ふことを屢々説明したが、到底多數皇族の不平を翻へし得べくもなかつた。又陸海軍の改

革に依つて罷免せられた高級將校等の不平なる者も尠からず、現役に残つた將校の中にも、平生から皇室又は皇族と特別な關係を有したもので、此度の革命に干與しなかつたもので、自然首腦部から尊る疎せられて居る者も多かつた。是等の者が、進んで事を爲すことは無いにしても、何等かの動機が與へられたならば、雷同して直に動き得る分子と云ふものは相當澤山であつた。殊に今回の革命の成功は、勇氣ある將校數人の策謀に依つて、全軍隊を握り、大事を成就すること必ずしも至難事ではないといふ、事實上の教訓を與へたのであるから、全く油斷はならぬ。高級官吏の退職者中、保守派と看做すべき長老政治家の間にも、革命首腦者の暗殺を計劃して居る一團有りとか、其の他類似の風説が甚だ多かつた。更に又、新政府成立以來、人民委員會に對し、種々雑多な請願を提出するもの夥しく、或は官業工場の労働者、官廳の下級官吏、鐵道従業員等の待遇改善を叫ぶものあり、諸官廳に於ては、長官又は上官を彈劾して、其の罷免を要求するあり、又反對に、政府が罷免した者の復職を要望する者もあり、就中文部省管下に於て、本省の高官又は校長教師等の排斥が最も盛に行はれた。更に又民間から官憲の非違を摘發する者が尠くなかつた。軍部及警察に於てすらも、兵士や警官等が待遇改善を要求するあり、其の統御が愈々困難となつた。是等諸種の勝手氣儘な請願や要求に關する記事が、日毎の新聞紙面を賑はして、停止するところを知らざる有様で、心有るものをして、その成行を深く憂慮せしめた。政府としても全く之を持て餘し、一般民心の不安と附和雷同の弊を助長せんことを懼れて、特に請願受理委員を設け、同時に新聞紙の請願記事を差止めた。此の間屢々共產黨分子の傳單配布等の事實も有つた。又約三千人上る市内人力車夫(全部支那人)が一齊に罷業を行つたこともある。平素格別の組織も持つて居らない無智低級の車夫が、數日に亘つて罷業を行ひ、政府相手に堂々と要求貫徹の談判を行つたと云ふのは、裏面に相當有力な策謀なくして、出來得ることではないと思はれた。で、是等諸般の現象を綜合して見れば、今回の政變が、流血の慘事を見ることなく、

頗る靜謐に行はれたとは云ふものゝ、この變革が一般民心に、極めて急激な變化を與へたことは之を否むべくも無い。現に諸種の請願運動を爲すものゝ内には、臨時憲法第一條の「主權は人民に在り」と云ふ規定を引用して、幼稚なる議論を上下するものすら出て來た。革命に依て、人民自らが權力の主體となつたのであると云ふ思想は、之に適當な統制を與ふるに非ざれば、勢の趨く處如何なる弊害を生ずるやも測り難い情勢が馴致せられつゝあつた。

一般の空氣が斯の如くであつた間に、政府及議會の建設的施設と云ふものが一向遲々として進捗しない。一部税制の改廢や、官廳の廢合整理に依る多少の經費節約等のことはあつたけれども、人民黨の政綱として革命當時の公約であつた産業の開發、一般經濟福祉の増進、教育の普及擴充の如き、最も重要にして上下國民の鶴首翹望するところのものに付ては、未だ何等の施設を爲し得ざるのみならず、其の政策の一端をも具體的には示すことが無い、只財政は安固で何等危惧するを要せぬといふ抽象的な聲明を發したのみであつた。夫れ故に「倚らしむべし知らしむべからず」の態度を國民に對して執ることに於て、革命政府は舊政府と殆ど撰ぶ所なしとの嘆聲が漸く高くなつて、識者は眉を擧め、民衆は失望の状態となつた。此の際一切の重要問題を超越する緊要事として、内外人の注目の的となつたものは、新憲法の起草であつた。人民代表議會は其の成立直後、新憲法を起草する爲に、議員中より七名の起草委員を擧げたのであるが、新憲法が果して如何なる主義に則つて起草せらるゝのであるか、全く不明であつて、起草委員會の経過に付いても何等公表せられずに終つた。

臨時憲法に據れば、皇帝は憲法上の統治機關の一とはなつて居るが、何等實質的な權能を有せない虚器に過ぎぬ。

而して人民代表議會の議員は、總て人民黨の指名する所であつて、臨時憲法施行後六ヶ月以後十年以内の間に於ては、其の半数は依然人民黨の指名、他の半数は全國から選舉せらるゝ筈であるが、選出議員たらんとするものはその立候補に先立ち、現在の指名議員たるものゝ推薦が必要である。加之、議會は全く解散せらるゝことが無い。そして皇帝には法律不裁可權が無い。畢竟、臨時憲法は、今後少くも約十年の間、人民黨の一黨專政を確保するものに外ならぬ。殊に又、人民黨といふものは、實は概念的な存在に過ぎないので、未だ政黨として充分に國民の總意を反映せしむべき統制ある組織を備へた機構であるとは認め難いものがあつた。夫れ故に皇帝の權力を剝奪したことに對する感情論は之を別としても、君主專制に代ふるに、人民黨の寡頭專制を以てしたのに等しい臨時憲法の主義に對しては、政治理想の見地からする反對論は相當有力であつて、日を経るに従ひ、次第に新聞紙上の論說、投稿、寄書、講演等に於て、憲法上の議論がかなり賑かになつた。此時政府は、突如として新聞及公開の席上に於ける憲法批判の論議を禁止し、政府は憲法に關する國民の意見を聴くことを歓迎するものであるが、此の種の意見は、之を公表することに格別の實益あるもので無い。依つて意見有るものは、住所姓名を明記した文書を以て、之を人民代表議會に提出すべきである。人民代表議會はこれを憲法起草委員に廻して其の参考に供せしむるであらうと云ふ趣意を公表した。斯様にして新政府は憲法問題に付て、全く國民の口を縛し其の耳を蔽ふたのであつて、如此彈壓的な措置は、教養に缺くる多數民衆が惑亂に陥ることを懼れたのに出づるのであらうけれども、其の餘りにも神經過敏にして狭量なる態度は、立憲政府の非立憲的行動であるとして、識者の指揮する所となつたのであつた。

此の間に在つて、皇帝自身の心境と態度とは、時局の前途に對し、最も緊密なる關係を有するものであつたと考へ

られる。皇帝が、革命勃發直前の六月初旬に、ホワヒンの避暑地に赴くに當つて、欽定憲法の草案を携へて行かれたのは疑ひもない事實である。尤も皇帝が果して左右の有力皇族の反對を排除してまで、欽定憲法の發布を爲し得たであらうかは、之を當時の實情に顧みて、多少の疑無きを得ないけれども、元來、政府及宮廷内に於ける最も自由進歩思想の人として、自ら進んで憲法制定の準備を怠らなかつた皇帝としては、人民黨の爲めに一日を先んぜられたことは實に終生の恨事であらう。或る意味に於ては、シヤム全國中、今回の革命勃發を遺憾とする最大の理由を有する者は、恐らくは皇帝その人であらう、と云ふ様に自分は考へて居る。

或は説を爲す者があつて、元來立憲政治樹立の志があつた皇帝は、今次の革命を歓迎せられて居るといふものがある。更に甚しきは、この度の革命は、左右の有力皇族を排除する爲に行はれた皇帝と革命派との八百長劇に過ぎないと云ふものすらある。乍併是等は總て虚妄の甚しきものに過ぎないと思はれる。と云ふのは、皇帝が、ホワヒンから革命軍司令に與へられた書面中に於ても、又臨時憲法署名の際の御勅諭に於ても、近く退位の御意思であると云ふことを公言して居られたこと、並に革命の結果全く皇帝の榮譽と權力を奪はれて了つた事實に徴しても明かた。皇帝は人民黨の強要に依りて、其の憲法草案に署名せられるに當つて、之を臨時憲法として受諾せられたものであることは、前にも述べた通りであるが、其際皇帝は、新に制定せらるべき憲法は、眞正の意義に於ける立憲君主の地位を確認するものたらざるべからずといふ趣旨の文書を、人民黨幹部に與へられたといふことであるが、此の一事は、人民黨は之を外部に發表して居らぬのである。

憲法起草委員が新憲法草案を一應脱稿するには四箇月餘の日子を要したのであるが、其前半期に於ては、憲法が果

して如何なる主義方針の下に起草せられつゝあるや全く不明であつて、皇帝も又、之が内容の詮議に關與し、若くは之をインフルエンスする地位に置かれては居なかつた。加ふるに政府は憲法問題に關する一般の言論を抑壓したことに右に述べた通りで、是等の事情が相乘つて、著しく政局の前途に對する不安を濃厚ならしむるに至つたことは、自然の成行であつた。然るに新憲法にして皇帝の満足に足らざる爲、皇帝が退位を執行せらるゝが如き事態を發生したならば、紛糾百出して時局は拾收し難い難關に逢着すべく、其の間に於て急進分子の策動が那邊に及ぶか測られざるものがあつた。此の間一二の地方に於て、多少の紛擾事件があつたり、又退役軍人にして密かに盤谷退去を命ぜられた者等あり。是等の事柄は、總て報導を制限せられたが爲、真相を知るを得ざる民衆は、不安裡に暗中摸索の外無かつた。由つて政府部内の穩健派は、此の際時局を安定して政權を維持し、意義ある革命建設の事業を進める爲には、皇帝と緊密なる接觸を保ちつゝ、憲法規定中の重要な主義上の問題に付き、相互に和協一致を計りて、出來得る限り憲法の制定を促進することに依て、民心の安堵を期することが、絶対に必要であるとなしたが、此の考は、結局政府及議會の大勢を得たが爲めに、憲法起草の後半期に於ては、能く皇帝と接觸を保つて、起草事務の進捗に勉められた。十一月三日、草案の脱稿と同時に、委員會は、直に之を議會に報告すること無くして、先づ非公式に之を皇帝に捧呈し、其の御親閱を求めたのである。皇帝は、當初に於ては、草案の檢閲には約一箇月の期間を與へられんことを要求せられたのであるが、其の後新憲法草案の起草が、今云つた様に、皇帝と起草委員との緊密なる瞭解の下に行はれて、各條文の採用して居る主義上の問題に付いては、既にそれ／＼一致して居たのであるから、御檢閱も僅かに十日餘にして、此の草案を嘉納せられて、委員會にお返しになつた。依つて委員會は十一月十五日、之を議會に報告、その寫を各議員に配布し、議會では二十五日から之を其の本會議に上程し、連日連夜熱心討議の末、十

一月三十日を以て可決確定した。

四〇

委員会の原案に對しては、皇帝に於て多少字句の修正を加へられたものも有り、又議會の本會議に於ても、用語又は條文整理上の多少の修正はあつたが、何れも何等重要な變更を加ふること無く、起草委員会の原案通り採用せられたのである。斯くて出来上つた確定憲法は、大體に於て近世立憲君主國の範に則つたものであつて、皇帝に於ても頗るその出来栄に満足せられたと云ふことである。政府内部外の識者及び一般庶民の間に於ても、確定憲法は、之を一條一條検討して見れば、色々と議論を容れる餘地もあらうが、其の大綱に關しては、何等重大な異論を挿むべきものは無いと云ふに一致して居たやうであつた。十一月十六日、此の確定憲法草案が、初めて新聞紙上に發表せられて、議會の通過を見るに至る迄の間に於て、多數の選字紙に現れた批評も、大體右の通りであつた。此の確定憲法の内容を説明すると長くなるから、それはまたの機會に譲ることにし度い。

憲法草案中、最も六ヶ敷い論點となつたもの一つは、政治上に於ける皇族の地位に關する問題であつた。確定憲法は、其の第十一條に於て、皇族は政治的地位に就くことを得すと云ふ明文を設けて居るが、此の事は、現代の諸君主國に於ける實際から見て、當然のことであるとも云へるし、又當然のことであるから蛇足であるとも云ひ得るであらう。乍併シヤムに於ては、皇族が政府の重要地位を占め、國政の實務に有力に參與するのが古來の慣例であつて、今次の革命當時迄實際に行はれ來つたことである。そして是等有力皇族を政治的地位から排斥することが、革命の重要な目的であつた。従つて右の様な明文を憲法に掲げることは、革命政府としては絕對必要だつたのである。然るに斯くの如き

憲法上の明確なる規定に依つて、遽かに政權から遠けられた皇族側に、非常な不平を抱く者の有ることも又自然である。夫れ故に此の問題に關しては、起草委員會は、條理と感情の板挿みとなつて、容易に委員會の議を纏めることが出来なかつたので、終に所見を具して聖斷を仰いだところが、皇帝は、皇族の政治不關與の意見を嘉納せられたのであつた。蓋し皇帝の御意中は、皇室の藩屏として皇族の尊嚴を維持し、將來永遠に其の地位の安固を圖り度いといふにあつたと思はれる。故に皇帝は、萬一にも議會が、一部皇族の反對の爲めに動かされて、此の規定を削除するが如きことがあつたならば、憲法に署名することを肯せざるべしとまで極言せられたといふことである。此の事に付ては、皇帝が起草委員長に與へられた御親書の全文が、憲法草案と同時に發表せられて居る。其の御親書の趣旨は左の如きものである。

朕は憲法起草に關聯して、皇族の政治上の地位に關する委員會の疑義申出の次第を諒承せり。委員會の意見に於ては、皇族は批評の外に立つて榮譽と尊敬の中心となるべきものにして、従つて皇族が世の賞讃と同時に非難の矢表にも必然立つに至ることあるべき政治的地位に就くことは望まじからず、又相互に攻撃を敢てする選舉競争に於て、感情の尖鋭化を見ることあるは望まじからず。されば皇族と人民との間に於ける圓滿平和なる關係の爲めには、皇族をして政治の局外に立たしむるを適當とすべく、皇族は其の地位と智識に依つて、他の方面に於て國家の進運に寄與することを得るものとなせる。右委員會の意見は、全然朕の嘉納するところなり云々

一部皇族中に、皇帝の態度に飽足らざるものゝあつたことは容易に想像せらるゝのであるが、大勢は如何とも爲し難い。憲法草案が議會を通過して、發布式の準備が進捗するに従ひ、反對論は漸次聲を潜めて、一般國民は皇帝及政府の明快なる決斷を歓迎した。

四一

憲法發布式が愈々十二月十日と決定せられて、政府及人民黨部に於ては、其の準備に忙殺せられ、一般市民も又大の歡喜を以て此の日を迎へようとして居た時に際して、嚮に革命の旗揚に参加したビヤ・パホン以下五十三名が、二月七日、人民委員長ビヤ・マノー及國防大臣ビヤ・ラチャウオンサンに引率せられて、皇帝に謁見して、革命舉事當時に於ける其の言動に付て、書を上つて陳謝の意を表し、皇帝は之を嘉納せられたのであつた。職務上其他の事情の爲め、當日の陳謝式に参加することの出来なかつた八名は、翌々九日参内して同様陳謝の意を表した。六月二十四日早朝、人民黨の名に依つて市中に發せられた宣言書——其の内容は前に述べた通りである——は、甚だしく皇帝及皇族に對し誹謗の言辭を弄して居つて、皇帝及有力皇族を憤激せしめること非常であつた。假令確定憲法が稍皇帝の満足する様に出來たとしても、それだけで新政府と皇族との感情が、完全に融和するものとは期待出來ぬ。將來シャムの政治上の禍根が、こゝに胚胎するであらうと推察せしめられて居たのである。人民黨部が此の間の機微を洞察して、進んで陳謝の措置を執つたのは、頗る機宜に適したものであつて、政府の此の態度は、獨り皇帝の満足する所であつたのみならず、大に各皇族の感情を和けて、上下和親の雰圍氣を醸成するところ尠からざりしものがあつた。聞く所に據れば、此の陳謝の一事は、皇帝の側から之を要求又は示唆したものでなく、全く人民黨側の自發的意思に出でたのだといふことである。されば確定憲法發布の際に於ては、式場の内外には、頗る和やかな氣分の洋溢せることが感ぜられたのである。斯かることは諸外國の革命の場合には、容易に見られ得ぬことであつて、シャムならば、と云ふ感想を抱かせられた次第であつた。

又今次の革命關係者の陳謝と前後して、人民代表議會は、一九二二年、即ちラマ第六世登極直後に於ける革命陰謀

事件に連座して處刑せられた二十五名の内、現に生存せる者十九名に對する赦免に關する法律案を可決した。是等十九名は、今次の革命勃發に先立ち既に何れも刑期満了して出獄したものであつたが、此度の革命關係者に對しては、其の行動を處罰せぬと云ふ勅令が、臨時憲法發布直前に、皇帝の名に於て公布せられた次第であるからして、二十年前に同一の目的の下に行動して刑罰を蒙つたものが、赦免復權の恩典に浴せしめらるゝは當然なりと議會は認めたのである。

斯の如くにして、一般の空氣緩和の裡に、確定憲法發布式が、十二月十日、全國的祝賀氣分を以て行はれた。

アナンタ・サマコン宮殿の階上スローンホール、其處は革命勃發當時多數の有力皇族が拘禁せられた場所である。其の同一場所が、此の日、國家最重要の法典たる憲法の發布せらるゝ式場となつたのである。式には政府各要路、各議員、皇族其他貴顯高官等の外、各國公使も亦皆其の館員と共に集列した。式場の空氣は、右に云つた様に和やかなるものがあつたけれども、專制萬能の君主として坐り給ふたそのおなじ九重の寶傘の下の玉座に、今は立憲君主として、出御遊された皇帝の玉顔を、外臣としてながらも、言ひ難い感慨を以つて拜し奉らざるを得なかつた。去る六月革命勃發以來始めての公式の場所への御出ましであつたのだ。

人民委員長ビヤ・マノーは、議會を通過した確定憲法草案の正文を捧げ持つて、鞠躬如として玉座の御前に進み出で、恭しく之を陛下に奉つた。陛下は其の正文を御手に取り上げ給ふた後、式部官が御前に据へまゐらせた車子に之を載せられて、轎がて靜にペンを執つて、御名を親署せられた。夫れは實に何とも形容の辭を知ることの出來ない歴史的な瞬間であつた。御親署が終るや否や、股々たる皇禮砲の號音が、宮殿の内外にとゞろき渡つた。これこそシャム國の曉を告ぐる響であつたのだ。

ペンをおいて徐ろに頭をあげさせられた皇帝の御頭はせには、一方ならぬ御落付きが認められた。此の時人民代表會議議長チャオビヤ・ビチャヤナートが、嚴かに御前に進み出で、陛下が御手づから授け給ふ憲法正文を拜受した。議長は之を奉戴して御前を退き、その儘階上南側のバルコニーに現はれて、宮殿の外庭や宮門前に集せる民衆に之を捧げ示し、更に前庭に出で、そこに参集せる文武百官に向つて、此の正文を捧持したまふ、憲法が御親署を経て茲に發布せられた旨を宣示した。

革命勃發當初に於ける人民黨の宣言に於ては、共和制度にまでも突進せんとするやうな急進的な傾向をすら示して居たのに反して、確定憲法は殆ど欽定憲法なるかの如き形式を以て發布せられた。そして革命参劃者は、閣下に伺候して赦免を請ひ奉るといふやうな、譬へば始めは脱兎の如く終は處女の如きの感すら與へられた。要するに時局は、人民黨部内の穩健派と急進派との妥協に依つて拯はれたものであつて、而して其の妥協の結果たるや、明かに穩健派の勝利であつたと認められる。蓋しシヤム國民の皇室と君權に關する觀念は、固より之れを日本國民のそれに比較すべくもないが、さりながらシヤムに於ても、共和制度其他に向つて急激なる改革を求める程、それ程に國民は未だ進んでは居らぬ。チャクラー王家の歴史は、未だ僅々百五十年餘の淺いものであるとはいへども、シヤム建國七百年來培はれ來つた君權思想は、今も尙ほ國民に對して相當強い支配力をもつて居ると思はれる。而かも此の間に於て、急進派を抑制して、時局安定の功を奏し得たのは、主として皇帝の終始沈着なりし御行動と、人民委員長ビヤ・マノ一氏等一派穩健派の、熱心巧妙なるタクティクスに由つたものであつて、加ふるに軍部が主として穩健派に與みし、ローヤリストの立場を採つたことが、急進理想派の氣勢を削いで、皇帝と穩健派との合作を成功に導くにあづか

つて力あつた如くに思はれる。更に又チャクラー王家を倒して、之に伴ひ種々紛糾百出するが如き事態を招來したならば、諸外國の干渉必至を免れ得ないと云ふ懼れが、急進的行動に臆病ならしめたことも争ふべからざる所である。諸外國の干渉は、シヤム國民がその過去の經驗に顧みて、最も恐れ且つ誠むる所であるから、穩健派が急進派を抑へる爲に、此の國際關係の機微を利用したであらうことも、亦見易いところである。

確定憲法發布と同時に、皇帝は、總理以下二十名の國務参議を任命して、新憲法に據る國務院(内閣)が成立した。而して新國務院は二十日に至つて其の施政方針を議會に於て發表し、議會は之に對して信任決議を通過した。斯くして時局は一應安定して、六月下旬革命政變勃發以來の天下の不安は、兎も角も一掃せられた。そして政府は、之れから諸般施設の改革に其の努力を傾け、以て革命新政府の使命達成に向つて邁進することとなつた。就中、經濟財政に關する新政策の樹立が、政府當局の最大關心事であると共に、上下國民の期待的であつた。然るに、年を越えて一九三三年の一月になつて、人民黨に對抗する右傾的な國民黨組織の問題が據頭した。其の許否に關し、政府の態度が甚だ煮え切らなかつた折柄、此の新黨組織の中心人物であるピヤ・セナー少將(革命勃發當時、近衛師團長の職にあつて、革命派の爲に射撃せられ脚部に負傷した人)の狙撃事件があつた。續いて政府部内の不和が巷間に傳へらるゝに至つた。然るに政府は、例の如く一切を嚴秘に附して、真相が傳へられない爲に、民衆の疑惑が漸次濃厚となり、二月申頃になつては、チェンマイが獨立したとか、コーライトも亦獨立を宣言したとか云ふ様な風説が相次いで傳へられ、政局は復もや不気味な暗流が漲る様な感じであつた。年末以來ホワヒンの離宮に御靜養中であつた皇帝は、二月二十五日の戴冠記念節の爲に、十九日盤谷に御還幸の豫定であつたのが、其の當日になつて、御不例の故を以て遽かに御取り止

になつたと云ふことが發表せられて、民衆は是は政局に無關係では有り得ないと考へて、流言風説益々盛となつた。尤も當時皇帝が御不例であつたことは事實だつたので、その後三月十一日に御還幸になつた際にも、餘程御憔悴の體に御見受け申上げられた。勿論御還幸の一時御取止めが、果して政局と何等かの關係があつたか無かつたかは判然しないが、當時、國民黨組織計畫者の一派が、皇帝を擁して、政府と一戦を試みようとして策動したとか、又政府の側では、至急皇帝の還幸を要請し、若し御聽許がないならば、ベツチャブリー(バンコック)とホワンヒの中間駐屯の軍隊を差向けようと奏上したとか、或は又、國務院の有力參議であるルアン・ブラデイツトが逮捕監禁せられたと云ふが如き、頗るアラミングな説すら傳へられた。政府は是等一切の風評を極力否定して、國務院の各參議は、皆協心一致して國務に當つて居る、政局の前途には一抹不安の雲もないと云ふことを頻に辯明した。其の後日を経ると共に、是等色々の噂が格別事實となつて現はれることもなく、三月十一日、皇帝のバンコック御還幸と共に、一般民心は再び平靜に立返つたかの外觀があつたけれども、政府側の辯明は、何人も十二分には之を信用するもの無く、假令種々の風説は不實であつたとしても、斯の如き不穩の噂を生むに至つたのに付いては、何處にか煙の火元があつたに違ひないと考へて居た。畢竟政府が、其の地位の安固に付ての自信を有つて居ないと同時に、國民としても、政府の基礎と其の實力に對して、未だ充分なる信頼を有たないと看られたので、政局裏面の暗流は大いに識者の注意を惹いて居つた。

果然、表面平靜を裝つて居た政府は、四月一日に至つて、突如として非常手段を以て憲法の一部を停止して、議會を閉鎖し、國務院の改造を行ひ、部内急進派の淘汰を強行した。前年來、國務院部内の急進派と穩健派とは憲法起草に

關しては幸に協調の實を擧げ得たけれども、憲法發布を了し、愈々革命後の建設的事業に取りかゝるに至つて、兩派の間に、色々の點に於いて遂に意見の衝突を來したのである。殊に新經濟政策問題、政黨問題並びに官吏の政治的結社加入禁止問題等の重要問題に關して、兩派の間に超え難き溝がうがたれるに至つた。就中急進派の最も頑強に主張したものは、新經濟政策の樹立であつて、彼等は革命の効果は、一に此の問題の解決如何に係るものとしたのであつた。尤も、急進派の主張する經濟政策の内容に付ては、政府は固く之が發表を禁止したが爲に、その詳細を知ることが出来な

いが、内聞する所に據ると、土地、産業及勞力の國有化を骨子としたものと云ふことである。穩健派としては、斯の如きはシャム古來の傳統を根本的に破壊するものであつて、斯る急激なる改革は、國家の安全を脅かすものであるとして、之に反對した。結局急進派の頑強な主張も、部内の多數派たる穩健派の抑壓に依つて、國務院の院議に於ては敗れたのである。

然るに急進派は國務院の院議に敗れたに拘らず、猶其の主張を固持し、或は皇帝に直奏して之を動かさんしたり、殊に議會に於て其の主張を貫徹して、以て國務院を抑へんが爲めに、死者狂ひの運動を開始したので、之が爲に口實を政府に與へて、却つて其の失脚を促したのであつた。鹿を逐ふ獵師山を見ざるが爲めの失脚であつたのだ。

人民議會の議員七十名の内、三十名は國務院の急進派を支持するものであつたが、三月三十日、政府が二四七六年(一九三三—三四年)度歳入出豫算案を議會に提出して即決を求めた時に、此の一派は、斯る重要法案を即決に附することの不當を鳴らして、十五名の専門委員を擧げて審査に當らしめることを發議して、之を通過せしめ、豫算の年度開始前成立を妨げて、政府を窮地に陥れた。加之擲に政府が發した官吏の政黨加入を禁止する命令は、憲法違反

であると云ふ決議をも通過せしめた。是等は勿論何れも國務院に對する議會の不信任の表明であるとも看做し得べきものであつて、直接政局に對して頗る重要な關係を有するものであつた。

政府側に於ては、急進派が是等の動議の通過に成功したのは、彼等が議會に對して不法なる壓迫を加へたが爲であつたと云つて居た。即ち三十日の會議に於ては、急進派議員のある者等は、ズボンの隙にピストルを潜ませて、其れをわざと、チョイ／＼人目につくように入れたり入れたりしながら、議場内を歩き廻つて、列席の反對派議員等を脅かすものがあつたと云ふ話である。夫れが爲に三十一日の續行會議に於ては、出席の議員に對して、一々身體検査を行つたり、又議席には、各議員の中間に武装した將校を着席せしめる等、警戒非常に嚴重であつて、議場は殺氣注瀝の有様であつた。議會の情勢が斯くの如くであつて、假令急進派に屬する議員の數は、過半数に達せぬ三十名に過ぎないけれども、缺席者が尠くない爲めに、議場に於ては、此の少数派の急進派が、却つて多数を占める有様であつた。それで政府の最も懼れたところは、急進派の功妙大膽なる議場作戰に依つて、其の新經濟政策案が何時議會を通過するかも知れないと云ふことであつた。茲に於て政府は終に意を決して四月一日、皇帝の名を以て緊急勅令を發布して、クーデターを敢行するの舉に出でたものである。

此緊急勅令及び之と同時に發表せられた政府の聲明に據ると、シヤム國民の傳統に悖つて、國民の福祉を害し且つ國家の安全を脅かすべき新經濟政策の樹立を企てたる、國務院内の少数派たる急進分子は、現議會が官選議員のみを以て假に組織せられた臨時機關であつて、従つて國の經濟制度の根本的の改革の如き最重大問題に關しては、決議を行ひ得べき地位に非ざるものと云ふことを忘れ、濫に不當なる壓迫を議會に加へて、急激なる改革を遂行せんと

した。そして議員中多くの者が、此の急進分子に同情を有し、政改革案の通過を圖らんと居ることが明かとなつた。即ち、現在の議會は最早適正に其の公職を行ふに適しないものとなつたと云ふ理由を以て

一、現議會を閉鎖し、且つ憲法に據り任命せられる國務院を解散し(議會は之を解散したのではない。議會としては依然存在するけれども、追て憲法の現定に據つて民選議員が選出せられて、新議會の成立を見るに至る迄、之を招集することが禁ぜられたのである。

二、新に緊急勅令に據る國務院を設け

三、民選議員の選舉が施行せられて新議會が招集せられる迄の間に於ては、立法權は國務院の輔弼によりて、皇帝之を行使することとせられ、而して是等の各項に抵觸する憲法の規定を停止したのである。

此の緊急勅令の發布と同時に、其の規定に基く新國務院の組織が發表せられた。前國務院總理ビヤ・マノーその他所謂長老穩健派の各參議は、新國務院の參議として再任された。前國務院の無任所參議であつたビヤ・パホン大佐其他の軍人等も同様であつた。畢竟此の政變によつて、政府から驅逐せられたものは、ルアン・ブラデイト其他の少壯急進派五名であつた。

急進派の頭目と看做されたるルアン・ブラデイト君は、既に本邦に於てもよく知られた人物である。其の經歷などに付て、茲に蛇足を副へるにも及ぶまい。同君は、前年六月二十七日、臨時憲法の發布以來人民委員となり、次で確定憲法の發布と共に、國務院無任所參議となつて、爾來白面の青年の身を以て、多數の長老先輩の間に伍して、最も有力なる發言者となり、一般青年の間に頗る聲望があつた。

今次の反動政變に付ては、政府側はこう云つて居た。即ちルアン・ブラデイトの主張した新經濟政策と云ふものは、前に述べたやうに土地、産業及勞力の國有化を骨子として、多分に共產主義的色彩を含むものである。彼は沒收その他の非合法的手段の實行を主張することはなかつたけれども、而もその窮極の目的が、經濟制度の漸進的共產主義化にあつたことは明かである。仍て院内の穩健派は、極力彼を説得して、穩當なる主張に立返らしめ、政策上の協調を保たんと力めたのであるが、夢想的理想家である彼は、頑強に其の主張を固持して降らなかつたのみならず、國務院に於て其の提案が否決せられ、皇帝も亦之を支持しないことの明かとなるに及んで、人民代表議會中の同志を糾合して、皇帝及國務院と對抗して、不法の脅迫をすら用ひて議會の大勢を動かさんと計畫したのだといふのである。然るに一方、ルアン・ブラデイト側の言分では、彼の新經濟政策案と云ふものは、もとく政府の依頼に依つて研究立案したものであつて、其の内容は、毫も政府の云ふやうな、共產主義的性質を有するものではない。國務院としては、仔細にその内容を検討して、成案を得ることに力むべきである。彼と雖も必ずしも其の作成した原案の全面的維持を固執するものでない。然るに國務院の多數派は、彼の立案を以て、一も二もなく共產主義的であると宣傳して、終に今回の様な非常手段を執るに至つたのは、何とも諒解の出来ないことであつて、其の眞意を疑はざるを得ないと云つて居る。猶又ルアン・ブラデイトは、國民黨結黨問題に關しても、集會結社の自由を認めた憲法の正條に照して、之を許可することが至當であると主張し、又、官吏の政治的結社加入を禁止する政府の命令は、憲法に違反するものであつて、斯ることは議會の協賛を経たる法律によつてのみ爲され得べきものであると主張したので、是等重要なる政策上の諸問題に關して、彼の主張は、事毎に國務院内の多數派である穩健保守派と衝突して居つたのである。だから、多數派としては、何とかして彼を政府部内から驅逐しようと思つてから計畫して居つたのであらうと思像せら

れないでも無い。此の政變より約三箇月も以前に、或る筋から、巨額の金員を與へて、彼の政界から退身せんことを勧告したと云ふこともある。嘘か真か知らぬが、そのやうな話も聞いたことがある。それが事實であつたとしても、そのやうなことで動く彼れではなかつたのである。革命族擧の當時、ルアン・ブラデイトを中心とする青年文官派と相携へて、革命の成功に對して重要な役割を勤めた軍部側は、皇族を政權の外に驅逐し、立憲君主政體樹立に成功したることで大體満足して、チャクラー王家の維持と皇帝の權力榮譽尊重に忠實なるものと認められたのに反して、文官派の一部は、或る場合には王統を廢除して、共和政治の樹立に迄突き進まふとする思想を抱いて居るものであると云ふやうに傳へられた。革命勃發當時の人民黨の宣言文に於て、皇帝及各皇族に對して極端なる誹謗を加へたのも主として此の一派に外ならぬといふやうにも傳へられた。そしてこの事がルアン・ブラデイトをして、拭ひ難き憎しみの的たらしめるに至つたのは餘儀無いことであつた。前に述べたやうに、確定憲法發布式に先立つて五十四名の革命關係者が、閣下に伏奏して陳謝したと云ふ様な事はあつたけれども、此の種の儀禮的な形式に依つて、感情の總清算を期待すると云ふことは到底不可能であつたのだ。議會の情勢が、政府の所謂共產主義的性質を帯ぶる經濟政策案を通過するの危険がある様になつたのは、三月三十日から三十一日のことであるが、四月一日に發布せられた緊急勅令と云ふものは、少くともそれより一週間も前に、既に皇帝の署名を経て、ビヤ・マノール總理のポケットの中に在つたのだともいふことであつた。それが本當であるならば、此度の政變は、單に議場の形勢から來た偶發的の事件ではなくて、ルアン・ブラデイト及其の一派追出しの爲に、早くから計畫準備せられたものではなかつたかといふやうな想像もめぐらされ得るのである。而して政府が、ブラデイト一派の主張が、共產主義的であつて國民の福祉と國家の安全に對する一大脅威であると誇張して宣傳したのは、ブラデイトの政治的生命を奪ふことを目的とし、又

憲法停止と云ふ様な非常手段の政行をジャスチフハイする爲めであつたのではないかと想像される。若しさうでないならば、飽くまで少数意見を固執する彼を辭職せしむれば足りることである。若し任意辭職を肯せぬならば、國務院の統一を紊り、國務の圓滿なる進捗を妨げるの故を以て、彼を免官處分に附して其の地位を奪ふことも出来ないことも無い筈である。

國務院から驅逐せられたルアン・ブラデイツトは、政府の強要に依つて外遊することとなり、フランス又は日本へ赴き度いと云ふことであつた。彼が共產主義者であると云ふことが、政府側に依つて頻りに宣傳せられて居るけれども、さりとて其の主張の内容は不明であるのみならず、政府としても、彼が共產主義者たることの確證は之を擧げることが出来ないものであるから、若し本人にして希望する限り、彼の渡日に對して格別異議を挿むべき理由も無い。従つて彼の決心が渡日と定つた場合には、公使館に於ては、それ〴〵必要な手續を執ることになつて居たのであるが、其後彼は、差當りフランスに赴き、追て東洋へ廻ることに決心をしたので、其の旨が十日非公式に發表せられて、十二日バンコック出發、海路新嘉坡經由渡歐の途に上つた。バンコック出發に當つては、見送りの同志等が多數埠頭に殺倒したけれども、警戒甚だ嚴重で、上船は許されなかつた。政府の舊同僚は、殆ど何人も見送るものも無かつたが、獨りビヤ・パホン大佐のみが、人目を憚らず船上に、革命同志の亡命を見送つて、兩人相擁して涙を流して再會を誓つたのは、太く見るものを動かした劇的な情景であつた。ビヤ・パホンといふ人は斯様な純情な人である。

四月一日の反動政變によつて、議會が閉鎖せられ、急進派が驅逐せられ、新に緊急勅令に據る新政府が組織されたの

であるが、此の新政府は、一方には國務院に新に情報部なるものを設け、報道の統一を口實として、新聞其の他の報道や言論の自由を壓迫し、他方には四月中に施行の豫定であつた民選議員の選挙は、準備未だ整はざるを理由として、無期延期を宣言して、何時選挙が實施せらるゝのか、全く見當もつかないことになつた。自然新政府の立憲政治に對する態度が大いに疑はれるやうになつて、甚しきは、新政府當局の眞意は、舊專制政治の復活にあるとすら云ふものもある様になつた。これで事實上、革命以前の舊態に復したのだといふ見方をするものは、内外人の間に甚だ多かつたのだ。そうして斯る見方をするもの、間には此の舊態回復を歓迎するやうな感情のあつたことも見のがせないところであつた。

今は國外に亡命の客となつたルアン・ブラデイツトを首領とする少壯政客の一派が、大にビヤ・マノール一派の新政府を呪つたは勿論である。それは單に感情の上からのみでは無い、前年六月、彼等の命懸けの旗擧げに依つて獲得した憲法を、政敵の爲に蹂躪せられて、其の儘にして置くことは到底出来なかつたのは無理も無い。仍て此の一派は、新政府の成立と同時に、直ちに秘かに政府顛覆の機會を狙つて居つたのである。ブラデイツトの腹心といはれるルアン・タナサイは、ブラデイツトの佛國行を新嘉坡に見送つて、バンコックに歸ると間もなく頓死したのであるが、之れはビヤ・マノール一派の陰謀に依る毒殺であるとの説が事實として信ぜられる様になつて、少壯派の憤激は其の極度に達した。然るに六月十日に至つて、前年六月の革命の際に、軍部の指導者として活動し、革命後は引續いて人民委員、國務參議となり、且つそれ〴〵重要な軍職を兼ねて居つた陸軍司令長官ビヤ・パホン大佐、同副司令兼作戰部長ビヤ・ソング大佐、砲兵監ビヤ・リデイ大佐及び教育部長ブラ・ブラストラ中佐の四名が、病氣の故を以て辭表を

提出し、革命の一週年記念日である六月二十四日限に、一切の公職を退くと云ふことが突如として發表せられた。曩にルアン・ブラデイツトを除いた政府は今又軍部側の革命張本人等を一掃したのであつた。

此の四人の軍人の突然の辭職は、大に世の耳目を衝動した。暹羅字の諸新聞紙にして此の事件の真相を糾問するものは、悉く發行停止の處分に附せられると云ふ様な彈壓が加へられた。それにも拘らず、市電の従業員其の他は、頻りに示威運動を行つて、其の極ホワヒン御滞在中の皇帝に電報を送つて、四人の軍人の復職を請願する等のこともあつて、物情甚だ騒然たるものがあつた。

此の四軍人の辭職の後は、客年六月革命の首腦者にして參議として軍職を兼ねるものの居残れるは、陸軍中佐ルアン・ビブン外一人あるだけであるが、此のルアン・ビブンは、參議として國務院内に在りては、特に頭角を表はすことはなかつたけれども、砲兵副監として各軍隊中最も有力なる砲兵隊の實權を其の掌中に收め、次第に軍部内に抜き難き一つの勢力を形成して、其の地位は、政府及軍部の最高幹部と雖も、容易に之を動かすことの出来ないものとなつて居つた。殊に作戰部長や砲兵監等の先輩が連袂辭職する様になつてからは、機關銃隊や、裝甲自動車隊や、タンク隊などの有力な部隊が、殆ど悉く彼の管理に歸することになつて、其の勢力は益々加はる様になつた。而して政府は、此の軍部の最有力者が反動政府の支持者であると信じて、政府の地位の安固さに安心しきつて居たのである。

然るに六月十九日夜（昭和八年）ルアン・ビブン配下の軍隊は、海軍側と共同して突如行動を起し、ビヤ・パホンの居宅を監視して居る十數名の警察官を機關銃で脅かして退散せしめ、同大佐に面會して、反動政府顛覆の機を熟したることを告げて、統率者として出馬を要望した。豫て現政府の政策に飽足らなかつたのみならず、政府の陰險なる策謀に依つて、其の地位を奪はれたることを覺つて、心中甚だ鬱かてなかつたビヤ・パホンは、外からは舊同志の勸

誘黙止し難く、内には夫人の激勵があり、直ちに此の計畫に賛成して再起を決心した。茲に於て陸海軍人及文官派の協同戦線が完全に成立して、時を移さず二十日の拂曉に、王宮並びに主なる中央各官衙に、機關銃隊や裝甲自動車及タンク隊が殺到して、今回も又一發の彈丸をも放つことなしに、是等を總て占領して、本部をバルスカワン離宮に置いた。此の際此の本部に集つて、政變遂行の樞機に参加したものは、陸軍側では大佐ビヤ・パホン（現國務院總理）、中佐ルアン・ビブン（現大佐、國防參議）、海軍側では少佐ルアン・スーブ（現無任所參議兼文部省體育局長）、同ルアン・タムロン（現内務參議）、文官側ではヴァンザイディヤ殿下（現國務院政治顧問兼外務省顧問）、元内務大臣ビヤ・スリヤ（無任所參議として國務院に列し、本年九月死去）、元大藏大臣ビヤ・コマラクン（政變後經濟參議となつたが其の翌年辭職して今は閑居す）及び控訴院長ビヤ・ニテイサート（政變後司法參議となつたが本年二月國務院改造に當つて辭職した）等であつた。そしてルアン・ビブン中佐が、事實上牛耳をとつたものである。

一方軍部の別働隊は、十九日の深更から總理兼大藏參議ビヤ・マノー、外務參議ビヤ・スリヴァイサーン、國防參議ビヤ、ラチャウオンサン等國務院内の有力者を強力を以て監禁し、ビヤ・パホンは總理ビヤ・マノーに對し、書面を送つて辭職を要求した。其の趣旨は

人民黨に依つて政體の變革が遂行せられて以來、將に一年に垂んとして居るが、其の間引續いて政權を行ひ來つた閣下を首班とする國務院の業蹟中には、國家興隆の爲めに生命を賭したる革命發起者等の期待に副ふものが必ずしも絶無では無いが、而かも其の多くは、一般國民並に文武官等の納得し得ざるものがある。殊に其の政策中には禍を國家國民全般に及ぼさざるを得ないものが尠くないのを認める。仍て我々文武官一同は、國家の獨立と其の治

安維持の爲に、閣下並に全部の國務參議がその職を退かんことを要求する。又國務院總理としての閣下が、皇帝に對して、人民代表議會の再開と、新國務參議の任命を奏請せんことを要求するのである。若し何等障害の爲めに閣下が此の要求を貫徹せしめ得ないならば、文武官等は、予ビヤ・パホンを招請して政治を攝行せしめる手筈である。といふにあつた。此の辭職要求状には、ルアン・ビブン中佐が、セクレタリーとして副署して居る。

此の辭職勸告状を突き付けられたビヤ・マノイは、直ちに彼自身及各同僚の辭職すべき旨並に其の次第を皇帝へ電奏すべき旨を書面を以て回答した。他方ビヤ・パホンは、今は陸軍の首腦者となつたルアン・ビブン及び海軍の實權者であるルアン・スーブと三名の連署を以て、ホワヒンの離宮に在る皇帝秘書官長ヴィブーン殿下を経て、「陸海軍は人民代表議會の再開と云ふ唯一の目的の爲めに政權を掌握することを必要とするに至つたこと並びに陸海軍は常に皇帝に對して尊崇と忠誠の念を失はざるものであること」を電奏した。又各省文武官に對しても、政變の發生を告知すると共に、従来通り常務に従事することを命じ、更に此の三人の連署を以て、庶民安堵の布告を出し、各地方官憲に對して治安維持に力むべきことを命じ、其の日の午後になつて、バンコックに在留する外國人實業家の代表者とも目すべきものを本部に招いて、新政府は毫も共產的な思想や計畫を有するもので無いこと、政府の財政計畫には何等の變革はないこと並に政府は其の債務を尊重して財界に不安を與へざるべきこと等を聲明した。夜に入つて、外務省から口上書を以て政變の次第を各國公使館に通知して來た。其の要領は左の如きものであつた。

現(前)國務院は、憲法の要求する所に背反し、殊に人民代表議會を閉鎖し、憲法申請規定の効力を停止したり。仍て陸海軍人及び普通人より成れる立憲派は、議會の再開及び憲法の効力回復の目的の爲めに、一時政治上の責任を執るの己むを得ざる必要に當面したり。國務院總理及各參議は辭職し、その次第は既に布告を見たる通なり。

り。議會は一兩日中に再開せらるべく、その際新國務院の任命を見る筈なり。

立憲派の首領ビヤ・パホンは、既に政變の發生をホワヒンなる皇帝に電奏したのであるが、更に同日夕刻、人民代表議會議長チャオビヤ・ビチャヤナートをして、特別列車にてホワヒンに急行せしめ、左記の趣旨を認めたる上書を閣下に捧呈せしめた。

今回の行動は、憲法の條規に據る議會再開の冀望に基きて、前閣員の辭職を要求せんがために爲されたものに外ならず。而して現下の治安維持に關しては、臣既に必要なる一切の措置を講じたるを以て、宸襟を安んぜられんことを冀ふ。尙ほ現下實權を掌握したる陸海軍及文官は、陛下に對し奉りて、忠誠眞實なるものにして、陛下に於かせられて、依然國家元首の地位に在らせられんことを惻願するものなり。右謹んで奏す

ビヤ・パホン

議長は同夜半ホワヒンに着くや否や、直に謁見して、右の上書を捧呈すると共に、朝來突發の政變に關して巨細奏上し、同時に人民代表會議員二十六名の者からの議會再開の請願書をも捧呈したところが、陛下は直ちに之を聽許せられて、六月二十一日付を以て、議會再開の詔勅が發せられ、同時に同日付を以て、ビヤ・パホンを國務總理に任命せられた。

斯くて人民代表議會は、閉鎖以來八十餘日を経て、六月二十二日午前九時を以て再開せられた。劈頭議長は書記官をして人民代表議會再開及ビヤ・パホンの國務總理任命に關する勅書を朗讀せしめ、且つ憲法の條規に據つて、人民代表議會が再開せらるゝに至る迄の經過を報告した。次でビヤ・パホンも亦今回の政變を企つるに至つた原因と其の

経過とを説明した後、自分は元來一介の武弁に過ぎない、國務總理の重任に堪へ得るものではない。仍て政變直後の短期の過渡期が過ぎたならば、辭職の意思であると云ふことを言明して、新國務院に對する議會の信任投票を求め、併せて此の度の政變を合法化するに必要な法律案並に四月一日の人民代表議會閉鎖の緊急勅令を廢棄する法律案を提出して何れも可決確定せられ、皇帝の裁可を経て公布せられた。次でドヤ・パホン總理は、六月二十四日ホワヒン離宮に伺候して、新聞員名簿を捧呈して、廿六日夫々任命あり、新國務院が成立した。その顔觸は左の通りである。

總理	Phya Bahol Balapayuha Sena
國務參議	Phya Prasoth Sougram
內務參議	Phya Udom Hong Bousravit
經濟參議	Phya Komarakul Mouri
大藏參議	Chaophya Sri Dharnadhiera
文部參議	Chaophya Dharnasakti moutri
司法參議	Phya Nitsastra Baisalya
外務參議	Phya Abhihal Rajamatri
無任所參議	Phya Suriya Nuwatra
同	Phya Prja Jolyudha
同	Phya Siddhi Ruangdaihol
同	Luang Bihul Sougram

同	Luang Subha Jalasaya
同	Luang Sindhu Songramjaya
同	Luang Nalbest Manit
同	Luang Siring Mairi

新政府の動向に關して、當局の披瀝したところを綜合すると、大體、(一)今回の行動は、憲法回復を目的とするの外他意あるものではない、従つて憲法を蹂躪したる前閣員を卸けて議會を再開すれば満足であること。(二)新政府は、現王統を奉じて、君主制を維持すべきことは勿論であること。(三)諸般制度に對して、急激なる變革を加ふるの意思は無い、殊に共產主義的傾向の經濟政策の如きは毫末と雖も之れを採用するものではないこと。(四)憲法を蹂躪したる前閣員の處分は、議會の決する所に俟つこと並に(五)歐洲に亡命中のルアン・ブラディットの召還問題に關しては、先づ議會に於て同氏の提唱せる經濟政策の内容性質を検討する一委員會を設け、其の結果を俟ちて處理する方針であること等であつたが、政府は六月二十六日の議會に於て、皇帝の裁可を経たる施政綱領を發表した。それは大體左の如きものである。

政府は憲法の條規を遵奉し、全國民の康寧福祉の爲めに憲法の擁護を期す。
 政府は諸外國との親善關係の一層増進せんことを期す。
 政府は根本主義六頂を以て政策の基調と爲し、各省協力して治蹟を擧げんことを期す。
 政府は産業及教育を振興し、國民の安寧を擁護し、其の平和親睦を期せんが爲、全力を擧げて共產主義の削減に當らんとす。

政府は通貨の現在爲替率を維持する決意なり。

註、根本主義六頂と云ふのは、前年六月の革命勃發と同時に、人民黨が發した宣言文中に言及しありしもので、前に述べた通りのものである。

前政府は、共產主義者一掃を名として、四月一日の反動政變を執行したものであつたのだから、此の反動政府を倒して成立した新政府は、共產主義的傾向を帯ぶるに至るものではないかと云ふ懸念が、國の内外に濃厚となりはせぬかといふことを、新政府としては最も恐れたものと見へて、今云つた政綱の中にも、特に新政府は全力を擧げて共產主義を排斥するものと云ふことを掲げて居る。政變の當日、外國人實業家代表を招いた際にも、同様の趣意を聲明して居る。又同日、新聞記者團との會見に於ても、ピヤ・パホンは、自分はシヤム國現在の地位と共產主義防壁の必要なる所以をよく理解して居る。自分にして政權に携はつて居る限りは、共產分子の侵入を許すが如きことは斷じて無いと言明した。且又各國公使館に對しても、重ねて外務省口上書を以て、現政府は何等共產主義的傾向又は意圖を有せず、通商貿易其の他の事項に關し、共同利益擁護の爲め、穩當なる協調政策を採るものである旨を通知して來たのであつた。

憲法蹂躪者として政權から驅逐せられた前國務總理其の他に對する處分に付ては、新政府成立の當初に於ては、之を議會の措置に一任する意圖であつたので、或は政府の眞意は、議會を動して何等かの制裁を加へようとするにあつたのかも知れないが、愈々新政府が成立した後には、政争が餘りに尖鋭化することを避けるがよいと云ふ穩和な意見

が段々有力となつて、前閣員制裁の事は、間もなく打消えとならうとして居つた折柄、六月三十日になつてチュラロンコーン大學法學部學生約四百名が、ピヤ・パホン總理以下數名の參議に會見して、前國務院の非立憲行爲を非難して、議會は徹底的に責任の所在を糾明して、責任者を處罰すべしと云ふ建白書を提出した。是れに對してピヤ・パホンは、現國務院としては、復讐的行爲を取つて居る意思は有つて居らぬ。惡を矯むるに惡を以てするは宜しくない。と云ふことを説いて皆を引取らした。又同じ日に、市電従業員等の労働者團體も同様に、憲法蹂躪者を處罰すべしと云ふ請願書を提出したのであつた。

然るに皇帝は、前政府當局の憲法違反の行爲に對して制裁を加へようとする様な運動は、國內の平和維持の見地から之を止めさせて貰ひ度いと云ふ希望を、國務總理に對して表明せられた。右に對して、ピヤ・パホンは、現政府としては、前内閣員が辭職して、憲法の規定に則つた新政府が既に成立したことを以て満足するものであつて、前政府當局を糾弾すると云ふ様なことは考慮し居らず、將來と雖も此の儀に關して宸襟を惱まし奉る様なことは無い筈であると復奏したと云ふことである。

前年(昭和七年)六月二十四日に勃發した革命は、其後十二月十月確定憲法の發布、翌年四月一日の反動政變を経て、遂に昭和八年六月二十日の第三次政變を惹起し、初發以來滿一年の後に至りて、始めて完成を見たのだと云つてよろしい。夫れ以來今日に至るまでの新興シヤム國の歩みは、恰ねく知られて居る通りである。思出の深いシヤム國立憲政治生みの惱みの長談義は、この邊で打切らるべきであらう。

終に臨み、親愛なる友邦國民の多幸盛運を心から祈る。

ピヤ・マノーを首班とする反動政權が僅か三ヶ月にも足らぬ短命に終つたのは何故であるか。是らゝい意氣込で憲法

停止までも敢行して、國家の爲めに禍根を除いたとして、甚だ得意でもあり、又事實内外人の一部の喝采を受けたやうに見へたのもありながら、斯様に脆く倒れて仕舞つたのには、相當の理由が無くてはならぬ。それは外でも無い。一は軍部の向背に對する觀測を全然誤つたことであり、二は民選議員の選舉施行を無期延期したことである。シヤム人の國民性は諸般制度の餘りに急激なる改革を欲せぬといふ反動政府當局の觀測は一應は正しかつたであらう。乍併前年革命勃發以來に於ける人心の急激なる變化に付て、當局は賢明なる洞察を缺いと云はねばならぬ。準備未整に籍口して、既に一旦與へられた參政權を有耶無耶の裡に奪ふやうな行き方をしたのは、非常なる錯誤であつた。殊に此の政變に依つて革命前の舊態に還元したのだといふ空気を、あゝまでも濃厚に醸成したのは、如何にも下手であつた。當時の當局としては、其の所謂禍根を除くことに成功した以上は、正當に民意を反映するを得べき議會の成立を急ぐことが、一番必要なことであつたのだ。それにも拘らず、前年十二月確定憲法發布の當時から定つて居た筈の、四月の民選議員選舉を無期延期して、一般國民に非常な失望を與へ、且つ人民黨側の激怒を買つた。それは自分自ら其の前額に憲法蹂躪者に烙印を捺したのに等しかつた。自ら好んで憲法擁護といふ大義の旗を反對派に投げたのにも等しかつた。ピヤ・パホン以下の軍部の重鎮をも辭めさせて仕舞つて、政府は殆ど革命の發起に無關係であつたもの丈けの政府になつたのであるが、これでは、庇を貸して主家を取られたものゝ側で、おさまる筈の無いことは明かだ。穩かに居居つた軍部の實力者が、其の初め生死を共にした同志の凋落と革命理想の没却とを待觀する筈の無いことも自明の理であつたのだ。そして一般國民としては、軍部實力者の動向に或る期待をもつて居たのである。

それは兎も角として、政權の移動が、軍部の實力に依つて強行せられるが如きことは、憲法回復といふが如き非常の場合には兎も角、これから後は、もはや再びくりかへされるべきことではあるまい。ピヤ・パホン内閣が成立して直

後、一部皇族及び反動政客に對する警告事件があり、更らに其の年十月には、皇從兄ボヴァラデチ殿下の叛亂事件があつて、革命勃發以來始めての大動亂を見たのであるが、それも幸に無事に收まり、そしてその動亂に拘らず、民選議員の選舉も滞り無く施行せられて、憲政の實は着々として舉らんとして居る。内閣の改造は其後再三行はれたけれども、ピヤ・パホンは依然其の首班にありて、國民の信望をつないで居る。

暹羅皇族「カンペンベット」殿下の薨去

暹羅皇族「カンペンベット」殿下は最近新嘉坡に御静居の旨承はつて居たが近着の盤谷公報に依ると殿下は新嘉坡「ゼネラルホスピタル」に於て御加療中なりしところ去る九月十四日遂に薨去せられたる趣深く御哀悼の意を表する次第である。殿下は昭和五年秋には我が國を公式に御訪問我が皇室の貴賓の御待遇を受けさせられ、三週間程御滞在其御歸途には滿洲支那にも御立寄りあらせられた。其後昨年「メキシコ」へ御旅行の途非公式に我が國へ御立寄りあらせられたことがある。

殿下は一八八二年一月二十三日盤谷に御誕辰、御父君は「ラーマ第五世「チュラロンコン」陛下で在らせらる。御幼少より英國に御留學更に獨逸へ御轉學主として陸軍工兵技術方面を御修業せられて、一九〇六年に御歸還、直ちにシヤム陸軍に御勤務間もなく陸軍少將工兵監として當時改造の途に在りたるシヤム陸軍の爲めに熱心御精勵遊ばされた。降つて歐洲大戰時に入りシヤムが聯合國參加の結果として當時同國鐵道界に勢力を有し居たる備獨逸人一團の退去の爲めシヤム人を以て鐵道を經營することとなるや、殿下は工兵監より轉じて鐵道局總裁となられたのであるが此の際殿下は渾身の御決心と御勇氣を以てシヤム鐵道の經營及技術の兩方面に汎り改良を施され、茲に立派にシヤム

人の鐵道の實を外間に示されたので在つた。あの馬來鐵道との連絡やシヤム北方鐵道の延長工事の促進、湄南河鐵橋の架設デゼル機關車の採用進んでは鐵道ホテルの經營等々も悉く殿下の御指揮の下に完成された事業である。當時殿下の片腕となつて御助けした人に先年訪日のシヤム産業視察團長現鐵道技監「ピヤシンチカンパン」氏がある。鐵道用務一と通り形付くと今度は商務大臣として「シヤム」の産業開發方面にメスを振られ其後も皇族中の御先輩の故を以て重要な國務會議には常に一要職を占めて居られたが一九三二年の革命と共に政界より御離退、そふして御住居を新嘉坡に移され靜かに日を送り居られた。

○獨逸の東洋經濟視察團の訪暹

獨逸の東洋經濟視察團キープ博士並にローゼンブルグ夫妻の一行は五月十五日佛領印度支那を経て陸路盤谷着、キープ博士は同月二十日朝飛行機にて爪哇に向ひ、ローゼンブルグ夫妻は同日午後國際列車にて馬來方面に向つた。五月二十日に離暹せられた。

尙同博士は一行今回の使命に關する盤谷新聞記者の質問に對し「我視察團の主たる目的は東洋諸國に於ける經濟狀態を視察し之等諸國及獨逸間の貿易増加の可能性を研究せんとするに在り、一行は先づ日本に赴き同國に八週間滞在し、日獨貿易に關する研究を爲したる上滿洲經由支那に赴いた。獨逸はソイヤ、ビーンの主たる消費者として之に多大の關心を有するに付、滿洲に於てはソイヤ、ビーン取引狀況に付調査を行った。支那には約八週間滞在其の間南京及重要商業都市を訪問し政府當局者及各地に於ける工業界有力者と獨支貿易關係に付意見の交換を行った。一行は更

に短期間再度日本を訪問したる後暹羅に寄つたものであつて、當地よりバタビヤに赴きカルカツク及ボンベイ經由歸國の豫定である」と語り、更に獨逸貿易に關し、同博士は「獨逸は工業用原料の供給を仰ぎ得る海外植民地がない爲斯る原料を産出し且工業品輸入の必要ある國との貿易關係の助長を計つて居る。此の點に於て獨逸間の貿易關係は特に有無相通じ貿易の増加を計るに適し居る様認められる。

獨逸に於てはヒツトラ政府に依り開始され、目下着々進行中の再建計畫は獨逸工業の生産を刺戟し、延て原料品の消費を増加した。而して現暹羅政府に於ては暹國天然自然の開發に努力し居れるに付獨逸は將來益々暹羅市場に於て原料品並礦産物に對する獨逸の欲求を滿たし得ると共に他方獨逸は工業並技術上に於ける暹羅側要求に應ずるに至るならんと信する云々」と答へ、更に獨逸は暹羅より如何なる種々の原料品を要するやとの記者の質問に對しては「獨逸は米の外暹羅の供給し得る限りの多量の綿、護謨又錫を要す」と答へた。

更に滿獨貿易協定問題に關しては同博士は「右協定は政治的目的乃至は結果を伴はざる純然たる商業的性質のものに過ぎず右協定を結ぶに至れるは賠償金支拂に依る獨逸の諸外國に對する負債並國際貿易の一般的萎縮の結果過去數年間に於て獨逸に於て生ぜる外國爲替狀況に依る緊急の必要に迫られたが爲めで同協定に依り獨逸生産品の滿洲輸出の可能性を増加せしめ以て滿洲産物に對する獨逸の購買力を増加するに至らんことを希望して居る。右協定は獨逸貿易に従事する總ての商社が新に提供せられたる便宜に参加し得る様の仕組になつて居る」と語つた。

○暹羅國海軍部の日本樂譜入手希望

先般帝國海軍省より暹羅國海軍部へ日本樂譜五種を寄贈したる趣なるが其後同部軍樂隊は右樂譜に依り屢々「ラヂオ」放送或は公開演奏をして居り暹羅國々民嗜好に投じ大に歡迎せられて居るが、今般更に「ビヤ、ビチヤン」海軍部長より右事實に鑑み尙今後も成る可く多種類の樂譜(例へば帝國陸軍々樂隊作曲のもの、現代日本歌謡曲を管弦樂用に編曲せるもの等をも含む)入手したいとの依頼があつた由。

暹羅國海軍部へ寄贈せし海軍省樂譜目録

- 一、行進曲 軍艦 元海軍々樂長 瀬戸口藤吉作曲 三組
- 二、同 觀艦式 同 佐藤清吉作曲 三組
- 三、邦樂 越後獅子 海軍々樂隊編曲 三組
- 四、小夜樂 芳春ノ幻 海軍々樂隊編曲 三組
- 五、序曲 舉國ノ歡喜 海軍々樂隊編曲 三組

以上

○暹羅海軍練習艦「メエクロン」進水式舉行

浦賀船渠會社に於て豫て建造中であつた暹羅海軍練習艦第二艦「メエクロン」は、去る十一月二十七日(金曜)プラミトラカムラクサ公使の支綱切斷により滞りなく進水式を了した。當日は高橋聯合艦隊司令長官、横須賀鎮守府司令

長官艦政本部長、初め多数の海軍將校其他列席者があつた。本年七月進水したる同第一艦「ターチン」と共に明年度初夏の候に竣工する由、當協會よりは三島、矢田兩常務理事列席した。

○大阪日暹貿易協會の「暹羅國產輸入木材に對する 關稅撤廢陳情」

大阪日暹貿易協會に於ては去る十月二十一日附會長稻原勝太郎氏の名義を以て外務、大藏、農林並に商工の各大臣に對し「暹羅國產輸入木材に對する關稅撤廢陳情書」を提出し同時に當協會へも此主旨に賛成し一致協力方を依頼來つた右陳情は現下日暹間貿易發展の狀態に鑑み至極當然の要求にして當協會としては其の希望達成の一日も速からん事を望んで止まぬ次第である。

○東朝機訪暹飛行の成功

東京朝日新聞社は曩に國際航空路調査會を設け國際航空に關する各種事項の研究調査を爲しつゝあつたが最近日暹兩國の友好關係が日を逐ふて親密の度を加へて來たのに鑑み、豫て東京—盤谷間四九三〇キロの國產機による日暹親善飛行を計畫中の處、十一月二十五日暹信省より正式飛行の許可を受け、又、暹羅國政府よりも同様許可を得た。依つて、十二月二日、午後二時、羽田東京飛行場に於て盛大なる出發式を行ふたが、當協會よりは、矢田三島兩常務

理事列席した。同機は好運なる天候に恵まれ、本月五日未明立川飛行場を出立同日午後三時過臺北着陸同日は此に一泊同地に於て盛大なる歓迎を受け翌六日午前臺北發同日午後三時四十八分無事盤谷着(實際飛行時間二十一時四十八分)豫定の如く右大飛行を完成した。而して目下盤谷に於て日暹兩國側の盛大なる歓迎に忙殺されて居る。(八日記す)

一、出發期日 昭和十一年十二月五日

二、到 着 昭和十一年十二月六日

三、發 着 地

出發地 立川陸軍飛行場

到着地 バンコック、ドンムアン飛行場

(但し途中臺北飛行場に着陸、立川臺北間臺北バンコック間各直線飛行)

四、使用機

三菱式鷹型中島空冷五〇馬力(貳基)

壹 機

五、乗 員

一等飛行機操縦士二等航空士

新野百三郎

同

長友重光

航空機關士兼無線通信士

永田紀芳

○訪暹朝日機に托送の近衛會長のメッセージ

當協會よりは右飛行機に左の如き近衛會長の「メッセージ」を托送した。

拜啓、貴會愈々御隆昌の段奉慶賀候、陳者今般貴國憲法發布記念日の賀節に當り東京及大阪朝日新聞社舉行の貴國訪問飛行は兩國親善關係増進の爲誠に意義深きもの有之と存じ別添「メッセージ」托送致候條貴會を通じ然るべく發表方御取計相成度此段御依頼申上候遙かに貴殿の御健康を祝し此上共日暹親善の爲御盡力あらんことを衷心祈り申上候

昭和十一年十二月四日

暹羅協會々長 公爵 近 衛 文 麿

暹羅國日暹協會々長

ピヤスリツチカイン・パンチョン殿

暹羅協會々長公爵近衛文麿氏メッセージ

國際親善が交通の容易にして利便なるの事實に負ふ所多大なるは今更絮説を要せず。

暹羅と歐洲との交通は今日飛行機に依り僅かに一週間に足れるに同じ東洋に位し國交の最も親善なる日暹兩國間の連絡には十日内外を要する現状なり。此際に當り而も暹羅國憲法發布記念祝賀の盛典を機とし我朝日新聞今回の親善飛行の舉は誠に時宜に適したるものとして歡喜に堪へず。

余は此好機會に於て言を改め暹羅官民諸君に向ひ暹羅國憲法發布記念祝賀に對し衷心敬虔なる祝意を捧げ其憲法政治の健全なる發達を祈り國運の益々隆昌に赴かんことを祈る。

余は更に此機を利用し一言を暹羅國民諸君に寄せんと欲す。

三百年前親交の歴史を有しながら從來久しく風馬牛相關せざるが如き、状態にありたる日暹兩國の國交が近今數年の間に於て急速に轉換親密の度を増したるは其故なしとせず。惟ふに世界政局の趨勢と暹羅國政情の變化が之を招來したるは勿論なるも其根底に於て兩國の親善を來すべき主因の存するものなくば此至幸なる關係を生むこと能はず。然らば其主因とは何ぞ、蓋し暹羅國と日本とは政治經濟文化凡ゆる角度より觀察し一も利害の衝突するものなきのみならず兩國は共に東亞に立國して人種宗教を同ふし相共に手を握り共同の國運を開拓すべき宿命を有すること是也。從て暹羅國の繁榮は日本の繁榮にして日本の進展は直ちに暹羅國の進展に等し。是を以て我日本の暹羅に對する態度は終始一貫確乎不動唯親善の一語に依て盡さるべきものなり。

而して日本國民は朝野を舉げて暹羅國が益々其基礎を堅ふし經濟的にも文化的にも又軍備的にも一大強國となるの日が一日も速かに來らんことを衷心より懇祈する以外何等の他意なし。

庶幾くば我友好暹羅國の上下亦我日本朝野の誠意を諒解せられ經濟的に文化的に益々兩國々交の緊密に赴かんことを切望して止まず。

○暹羅學生會館に於ける日暹學生懇親會（口繪寫眞参照）

本協會では十一月十一日午後三時より目白シヤム學生會館に於てシヤム學生と本年夏南洋及シヤムの方面の修學旅行から歸朝されたる商大生並に拓大生を招待して懇親茶話會を催したが出席シヤム學生二十餘名日本學生十名シヤム

學生相互の懇親は勿論日暹學生の間にも親密の氣分滿ち誠に和かなる會合であつた。尙ほ當日は特にブラミトラカム
ラクサ駐日公使矢田部前シヤム公使外務省文化事業部、關係學校教授其他來賓出席せられ一同記念撮影をなし午後六
時散會した。

七三

○日暹友の會の集り

日本の子供達と、在留シヤム學生との接近握手を斡旋するを目的とする、日暹友の會第五回の集りが去る十二月五
日午後二時より目黒大日本麥酒會社構内俱樂部で催された。集る者シヤム男女學生約二十名。日本側は關係者及其家
族と、ビール會社の人々で十數名が出席した。先づ世話人代表二荒伯爵の學生修養に關する訓話あり、學生一同傾聽
多大の感動を興えた。右終つてビール會社の好意に依り、工場を隈なく見學したが、學生は其規模の大なるに驚嘆し
たそれから茶菓の饗あり長時間御互に快談を交えたる後、別室にて先月賜暇歸暹せられた「ミツトラカム」公使に對
するシヤム協會主催送別會光景のトーキー映畫を觀賞したが、公使のシヤム語挨拶をハツキリ聴くことを得て、シヤ
ム學生一同大欣び夕刻散會した。故郷を離れて遠く我が國に勉學に來て居るシヤム學生に對する美しい慰安であり、
會場其他萬端提供せられたビール會社の好意を來會者一同深く感謝した。

○國際學友會館に於ける國際文化 各團體の懇親茶話會

十一月二十七日午後二時より西大久保國際學友會館に於て國際文化各團體の茶話會が催され多數の來會者があつた
一同は先づ渡邊館長の案内にて館内を一巡し設備及在館各國留學生の生活並に勉學狀態等に付き詳細なる説明を聴い
たが設備完備又留學生達も眞面目に勉學して居り、日本語の熟達には驚くべきものがある。殊に在館各國留學生間に
和氣霽々たる空氣の漲つて居るのは誠に喜ばしき事にて館長以下職員各位の努力の程が察せられた。其後で在館各國
留學生の代表者各一名宛加はり茶菓の饗應があり席上各國の風俗習慣等夫々興味ある談話を交へ一同夕刻散會した。
因に同會館の在館全學生數中シヤム學生が全體の三分の一を占むるを觀れば如何に彼等が會館の重要分子であるか
窺はれる。同會館の現況は左の通りである。當日本會よりは遠山主事出席した。

國際學友會現況 昭和十一年十一月二十五日現在

一、在館學生數

シ	ア	ム	十名	アフガニスタン	六名
印	度		六名	蘭領印度	三名
コロムビア			一名	フィリッピン	三名
アルゼンチン			一名		

七三

自由ヶ丘中學校

計 十六名

一名 ()

七六

一、日本語授業

第一部 二月十日開講

〔小學讀本卷八〕 六名

第二部 四月六日開講

同 卷七 九名

第三部 七月下旬開講

同 卷四 四名

九月上旬開講

同 卷二 二名

十一月一日開講

同 卷一 二名

一、學生交換招致獎學金交付事業

1 學生交換事業

日伊、日米、日英、日獨、日白交換學生

計 十四名

2 學生招致事業

アフガニスタン、墨西哥、印度、日系米人、アルゼンチン、ブラジル、濠洲、波蘭

計 一三年

3 獎學金交付事業

シム、比律賓、米國人、及日系米人

計 二十二名

4 見學團補助

智利學生見學團、ブラジル學生見學團

○訪暹音樂舞蹈團

豫て外務省文化事業部及本協會の後援の下に計畫中であつた吉田晴風、花柳壽美、丹羽善之助の三氏を中心とする訪暹音樂舞蹈團は、其後機熟して過日成立を觀るに至つた。一行は男女合計約十五名で、一月中旬神戸發大阪商船すらはや丸にて一路盤市に向ひ、同地に約一週間滞在其間シヤム國立劇場に於て日本藝術の華たる尺八、舞踊、長唄等を共演する豫定で目下着々とその準備を進めて居る。盤市にては、在留日本人會は勿論、シヤム國文藝局、日暹協會等でも大に斡旋の勞を採ると云ふ。

○本協會より神戸滞在

シヤム海軍將校下士團への寄贈品

本年春來朝千葉縣船橋に於て勉學中のシヤム海軍將校兵士團は去る十月末より神戸に移轉同地にて引續き見學中であるが、本協會は今回右將校七名下士三十三名に對し滞日記念として美麗なる錦紗袱紗一枚つつを贈ることとした。袱紗意匠はシヤムのチピカル殿堂と菊花模様を配し右上位に日暹國旗を左上段に暹語にて「シヤム協會贈呈」の字を染め抜きたる極めて優雅なる品で之れを立派なる紙箱に收めたものである。

七七

○暹羅協會主催駐日暹羅公使送別晚餐會

十一月十六日(月)午後六時より華族會館に於て當協會主催にて今般賜暇歸朝せらるゝ駐日シヤム公使プラミトラカムラクサ氏送別晚餐會を催した。席上近衛會長の殷懃なる送別の辭あり、之に對しシヤム公使の答辭があつた。ミトラカム公使は昭和九年六月着任以來今日に至る迄二ヶ年有餘の間日暹兩國々交の親善増進と通商振興の爲め殆ど席置まる暇無き努力を致された。今回は一時の賜暇で明年三月頃には再度來朝の様聞いて居る。

駐日暹羅公使送別晚餐會出席者氏名左の通り

昭和十一年十一月十六日(月)午後六時 於華族會館
主賓 駐日シヤム公使 プラミトラカム ラクサ閣下

出席者芳名

(順序不同)

男爵 稻田昌植殿
石丸優三殿
今岡十一郎殿
石橋貞男殿

海軍大佐

井上保雄殿
石黒四郎殿
磯邊美知殿
ロアングラッタナテプ殿

侯爵 林久治郎殿
原忠道殿
徳川頼貞殿
東郷安殿

男爵 外山高一殿
遠山峻殿
岡部長景殿

子爵 金子堅次郎殿
笠原太郎殿
加藤泰通殿

加藤勝太郎殿
金鞍一榮殿
吉田晴風殿

陸軍少佐

高塚 忠 夫殿

鶴見 左 吉 雄殿

中 村 庸殿

中 川 省 吾殿

永 島 雄 治殿

南 部 勇殿

グイラヨードロン殿

上 村 伸 一殿

浮 田 郷 次殿

桑 島 主 計殿

矢 田 長 之 助殿

山 口 武殿

山 下 龜 三 郎殿

山 口 喜 三 郎殿

安 川 雄 之 助殿

丸 山 政 男殿

福 光 外 次 郎殿

陸軍大佐

陸軍少佐

アルンツイチタラナンド殿

福 田 昌 弘殿

藤 井 信殿

榎 並 充 造殿

手 島 治 雄殿

荒 木 十 畝殿

相 良 朝 彦殿

北 島 多 一殿

城 戸 崎 廣 三殿

溝 口 直 亮殿

三 島 通 陽殿

官 原 武 雄殿

清 水 揚 之 助殿

上 甲 信 弘殿

元 良 信 太 郎殿

重 安 龜 之 助殿

主人

會長 公爵

近 衛 文 麿

十一月十六日華族會館に開催せられたる暹國公使
ブラミトラカームラクシャ氏送別晚餐會席上に於ける近衛會長の挨拶

本夕は今回賜暇で一時御歸暹になる暹羅公使閣下の送別會を催しました處、皆々様御出席を賜り、特に公使閣下は御出立前御多用中にも不拘御臨席下さりました事は私の感謝満足とするところであります。

公使閣下は二ヶ年半前に御着任其後引續き日暹兩國間の國交の親善増進と經濟通商關係の發達に一方ならず御盡瘁を致されました。今日國交上に於て將又通商上に於て兩國の關係極めて密通なるものあるは公使閣下の熱心なる御努力御斡旋に負ふ所大なるものであると考へられます。此點は我が國民が皆相認むる次第で私は此の機に於て感謝と満足の意を表はし度く存じます。

四年前暹羅政變直後殊に一二年前途は暹國に於て日本との親善關係強化の風潮頗る盛んなるものあり我が邦に於ても朝野舉て之に響應したるものでありましたが最近の暹國政府に於ては曩日の熱心が少しく冷却し稍々反動的風潮の擡頭したるが如き噂をするものが現はれて來ましたが、私は容易に之を信じません如何となれば暹國と日本とは政治經濟文化凡ゆる角度から見まして一も利害の衝突するものがないのみならず兩國は共に極東に立脚して人種も宗教も同一であり相共に手を握りお互に共同の國運を開拓すべく宿命付けられて居るからであります私は此機會に於て聲を強くして申しますが我日本に於きましては對暹政策は終始一貫確乎不動のもので唯親善の一語に依て盡されて居るのであります。而して暹羅國がどうか益々其基礎を堅ふし經濟的にも文化的にも亦軍備的にも一大強國となるの日は日も速かに來らんことを衷心から懇禱する次第であります。

公使閣下はどうか御歸國になりましたならば政府當局へ此日本朝野を擧げての確乎不動の我が對暹親善政策に付て篤くと御通達を願ひます。

尙日暹兩國の間には今後政治上通商上爲すべき仕事が多々あります。何卒公使閣下が御歸暹後お早く此の地に御歸任せられんことを御待致します。

終りに公使閣下の御健康と御旅程一路平安を祈りまして御一同と盃を擧げます。

駐日暹羅公使ブラミトラカームラクシャ氏の答辭

私が今度賜暇で歸りますことに成りましたるに付斯くも御鄭重なる御送別の宴を御開き被下しまして感謝に堪えません。尙又身に餘る御言葉を受けまして光榮之に過ぎません。在勤二ヶ年半、吾が職務を行ふことが出來ましたるも偏に皆様の御親切に依る次第でありまして深く御禮を申上る次第であります。

會長閣下の御話中最近本國政界一部の者に於て貴國に對する親善の熱意減退を示したる者あるやの御言葉を拜しました。シャムの諺に「竹にも節の長短あり、人生復兄と弟の差異あり」と云ふことがあります。多人數の中には考への相違もあるは免れませんが、私はシャム國民を一體として觀るとき、吾同胞が貴國民に對し一層親善なる友好關係を持して行き度いとの熱意を有するものであることは茲に確言し得る處であります。會長閣下の只今の御傳言は私歸暹後之を充分我同胞に説明致し度く存じます。

簡單で御座いまするが之を以て私の答辭と致します。終りに會長閣下及各位の御健康と貴會益々御隆昌を祈りつゝ御一同と盃を擧げます。

岡部理事長の駐日暹羅公使の送別宴

十一月十七日(火)本協合理事長岡部子爵は築地新喜樂に於て駐日公使フラムトラカムラクサ氏を主賓とする送別の小宴を催された。陪賓として、矢田部前暹羅公使、桑島外務省東亞局長、柳澤外務書記官、山口武、吉田晴風、花柳壽美等の諸氏列席協會側より矢田常務、遠山主事が出席した。

三島二荒兩理事の駐日暹羅公使送別宴

十一月二十一日(土)本協會常務理事三島子爵並びに理事二荒伯爵兩氏は柳橋坂本に於て駐日暹羅公使を招き送別の晩餐宴を催された。

荒木大將の駐日暹羅公使の送別宴

十一月二十四日(火)本協會員男爵荒木大將はミトラカム公使を星ヶ岡茶寮に招き送別晩餐宴を催された。尙協會矢田常務も陪賓として列席した。

近衛會長の駐日暹羅公使送別宴

十一月二十五日(水)本協會々長近衛公爵は目白別邸にシャム公使を招き、送別の晩餐宴を催された。陪賓として岡部理事長、矢田常務等出席したが、東京朝日新聞社の訪暹飛行決定の快報は、恰度この席上に初披露せられ、一段

の興を添へた。

○協會理事會

十月二十二日(木)目白暹羅學生會館に於て本會理事會開催左の議事に付報告又は協議を爲した。
尙ほ理事會散會後近衛公の別邸に於て當日の出席の理事一同へ會長より茶菓の饗應があつた。

○報告事項

一、會員並役員に關する報告

A 新入會員

維持會員	中山太一君(大阪)	中山太陽堂主
通常會員	中村勇君(横濱)	横濱市役所通譯祕書
〃	青木周三君(横濱)	横濱市長

B 退會者

通常會員	原田龜太郎君(大阪)	七月廿三日附
〃	子爵高辻宣麿君(東京)	八月十一日附

C 新理事の委嘱

安川雄之助君、淺野良三君、理事受諾の件

D 評議員の辭任

兒玉謙次君より辭任申出の件

F 主事の更迭

主事山口武君辭任遠山峻君新に主事に就任の件

二、暹羅國攝政首座「アテット」殿下を我が「暹羅協會」の名譽總裁に推戴方交渉中

三、「アテット」殿下より本協會總裁宮殿下へ暹羅國製銀製食入御寄贈ありたる件

四、在盤谷「暹羅國日暹協會」會長ビヤスリチカンベンチョン氏より秩父宮殿下へ暹羅國産銀製食入献上御嘉納の件

五、新潟縣太田嘉一君より暹羅協會宛武者繪額一面寄贈ありたる件

六、九月末に於ける會計現計報告

○協議事項

一、石射新駐暹公使を名譽會長に推薦の件

二、矢田部前駐暹公使(名譽會長)を名譽會員に推薦の件

三、赤間理事専門學務局長離任に伴ひ新専門學務局長を新に理事に依頼の件

四、暹羅學生會館の土地家屋所有主たる近衛公府の代理者と本協會代表者との間に於て右物件に付使用貸借の契約を爲すの件

五、「アテット」殿下へ本協會總裁宮殿下より御贈答品に關する件

六、「アテット」殿下へ本協會近衛會長より御贈答品に關する件

七、維持會員募集に關し各理事に於て一層努力希望の件

○役員の移動

新理事國府精一氏(住友合資會社理事)本協會理事事川田順氏辭任につき、その後任として住友合資會社を代表し十二月四日付を以て本協會の理事に就任せられた。

評議員兒玉謙次氏今般都合に依り十月十日附を以て本協會評議員を辭任された。

○會員入會者退會者

其後本協會新入會員左の通り

(維持會員) 安川 雄之助君 (東京)

淺野 良三君 (東京) 淺野セメント副社長

津田 信吾君 (大阪) 鐘紡社長

川西 清兵衛君 (神戸) 日本毛織會社々長

岡崎 忠雄君 (神戸) 神戸商工會議所會頭

矢野 恒太君 (東京) 第一生命社長

- (通常會員) 守屋 精 爾君 (東京) 陸軍大學教官
 - 吉田 晴 風君 (東京) 音樂家
 - 花柳 壽 美君 (東京) 舞踊家
 - 男爵 東 郷 安君 (東京) 日本無線電信株式會社取締役
 - 遠 山 峻君 (東京) 本協會主事
- 左記兩君都合により退會せられた

- (通常會員) 下 村 宏君 (兵庫) 十一月八日附
- 濱 田 豐 城君 (東京) 十二月七日附

○新刊紹介

一、訪暹經濟使節報告書

本年春訪暹したる安川經濟使節團の報告書である。先づ卷頭第一編使節報告本文には、團の使命、其遂行經過と今後の對策を述べ、第二編には暹羅の國情及政情、財政の金融、産業、貿易、交通運輸附軍事事業、衛生に亘り精密なる調査報告が掲げられて居る。此等の執筆は團員顧問隨員等夫々専門家に亘り調査せられたるもので、シヤムに對する精確なる認識を得るには絶好の參考資料である。吾等は今後初めてシヤムへ赴かるゝ人々は是非先づ此の書に依り同國に對する豫備智識を得られんことを御勧めする。第三編には使節團暹地帯中に於ける幾多の日暹人士會

合席上の挨拶、ステートメント等を録し、使節團親善交際の活躍と努力を眼の當り見せしめて居る。紙數三九二頁別に最近の暹羅地圖が添えてある。非賣品、發行所は麴町區有樂町三信ビル内、安川事務所。(協會備付)

一、英文「Siam Today」第一號

今般暹羅政府は外國に對し、シヤム國情紹介の目的を以て「Siam Today」第一號を刊行した。本號は初號として編纂印刷等の體裁に於て今一つ完全ならざるものがあるも、其記事は有益なるもの計りであり、其主なるものは次の通りである。

- 一、暹羅の外交政策 外務參議 プラジツト博士
- 一、暹羅の財政概説 大藏省稅關長 ウイワツタナ チャイマ氏
- 一、暹羅に於ける産業組合に就て 農林次官 デイトサハコーン氏
- 一、暹羅に於ける法典編纂事業 法律顧問 ギョン博士(佛人)
- 一、暹羅に於ける民間航空事業

執筆者が孰れも現政府部内の錚々たる人々であるので、事實の正確は云ふ迄もない。就中財政は從來此の種資料の餘り外間に發表せられなかつた丈け、最も興味を以て讀むことが出来る。書中十數枚の人物及風景寫眞が挿入されて居る。紙數四四頁、發行所「The Government Publicity Bureau, Bangkok」(協會備付)

一、英文「The Buddha's Doctrine of Truth」

盤谷醫科大學教授兼内務省衛生局技師で有名なる内科醫士「スリヤボンダ」博士の快著である。刀圭家の佛敎研究は

一寸髪に思はれるも、然しこれはシヤムの習慣を知つて居る者から見れば、少しも異とするに足らぬ。蓋しシヤムでは男子は精神修養の意味で、一生涯中一度は僧籍に入ることゝなつて居る。同博士は昨年中之を経まれたので此の書も其際の研究の結果と云ふてよろしい。内容は

第一章 唯物主義と文化

第二章 史實に現はれたる釋尊の生涯

第三章 佛教とは何ぞや

第四章 暹羅に於て信奉せられつゝある佛教

で全編極く判り易く記されて居る。紙數七九頁代價一部運貨壹銖發行所「Krungthabnarngar Press, Bangkok」(協會備付)

○駐日暹羅特命全權公使

プラミトラカムラクサ氏の歸暹

本會名譽會長たる同氏は今回賜暇を得て去る十一月廿八日東京發列車にて西下同廿九日門司發三井船「明石山丸」にて單身歸暹せられた。來年三月頃再び來朝の豫定の由。

○大阪朝日新聞社主催の暹羅展覽會

大阪朝日新聞社に於ては日暹親善の爲め舉行の訪暹大飛行を機とし暹羅國情並に日暹關係を廣く社會に紹介し兩國の親善を一層深からしめんとため十二月四日より同十日迄一週間暹羅展覽會を同社三階大廣間に開催せられ多數の參觀者があつた由で誠に有意義且つ機宜の計劃であつた。

○暹羅政府獨、伊兩國に公使館設置計畫

現在シヤム政府は歐洲に於ては英國及佛國のみに夫々公使を派遣し居り、獨伊其他の條約國は英、佛兩公使の兼轄となつて居るが盤谷の新聞紙はシヤム政府は最近に於ける國際狀勢に鑑み獨、佛兩國に各々公使館設置の必要を認め右設置案は既に文官委員會の審査を経たる趣報道して居るが、外務參議も右報道を肯定したる上政府に於ては近く右公使館設置に要する經費を豫算にて請求する考へで愈々設置の上も當分は代理公使のみを配置し度意嚮なりと我駐暹公使に語つた趣である。

○暹羅に於ける安南人の共產主義運動

十月三十一日早朝東北シヤムの中心地コンケン市(盤谷市より東北方四百五十基の地點に在り盤谷コンケン鐵道の終點にして道路を以て佛領方面に通ずる交通の要衝に位する)に於て約百八十名の安南人が同市の飛行場に集合し、

共産主義の演説を爲したる後、隊を組んで市中を練歩き、共産主義宣傳ビラを撒布するに至つたので多数の警官出動し其の解散を命ずると共に主謀者を検束せんとしたが却て警察隊に對し反抗し市中の公學校、縣廳、郡役所等の建物に投石する等の暴行をするに至り遂にウドン市（コ市より正北百十基の地點に在り）より一中隊の軍隊出動し同日夕刻漸く鎮壓するを得たが暴動者側では死者二名重傷者十八名検束者約八十名に達した由である。

尙本事件は暹國に於ける共産主義者の示威運動が暴動化したるもの、最初の事件として官憲の異常なる注意を惹き居る模様であるが、内務省員の語る所に依ればコンケン市地方は佛領に近接して居る關係上佛領籍民の在住する者多く、又佛領に於ける共産主義者取締極めて峻嚴なる結果之を逃れてシヤム領内に潛入する主義者多数有り暹國內に於て地下運動を續けて居る模様なる處、今回の事件は新に西貢方面より渡來せる首領連がコンケン地方在住の主義者と連絡し、多数の在住安兩人を煽動せるものと考へられるが、目下本件首謀者の外國方面に有する連絡に付き取調を進むると共に事件の波動が盤谷地方に及ばざる様充分警戒方手配し居る由である。

○暹羅政府の官營製糖工場設立

シヤム政府に於ては官營事業として糖業を起すことに決し右に關する第一年經費として十五萬銖支出方今期議會に於て承認を経たるに依り十二月初旬製糖機械を入札に依り購入する機運となつて居つたが主管官廳たる經濟省に於ては製糖工場設立地としてチョンブリー（湄南河口外東方盤谷より約百キロ）ナコン、バトム（盤谷の正西、五、六十キロ）及ランバン（盤谷より正北約五百キロ）の三個所を候補地に擧げ種々研究中であつたが主として使用水の關係上ランバンに工場を設立することに決定した。

○元暹羅公使の日本來訪

東京駐劄元暹羅公使ピア・スーバン・ソンプット氏は東京離任後米國に公使として赴任したる後暹國政變の際外交界を引退し瑞典のメテインレツス、ステール會社に入り其東洋總監督に任ぜられたが此程六年振りで本邦を來訪し目下帝國ホテルに滞在中。

去る十一日近衛會長は同氏を永田町の自邸に招き午餐を饗せられた。

○會員動靜

陸軍砲兵少佐 守屋精爾氏 過般暹羅より歸朝せられ陸軍大學校兵學教官に任ぜられた。
 倉田猛郎氏 横濱名譽領事である同氏は明春一月十五日門司出發明石山丸にて訪暹、二月末歸朝の豫定。
 笠原太郎氏 駐暹日本公使館書記官として十一月廿三日東京出發赴任せられた。
 井上雅二氏 南洋暹羅方面視察旅行を終へ十一月月上旬歸宅せられた。
 中川省吾氏 今般横濱駐在暹羅名譽副領事に就任せらる。
 結城豐太郎氏 近く東京商工會議所會頭に就任せられる筈。
 男爵 大倉喜七郎氏夫人令嬢同伴にて歐米漫遊旅行中のところ、十一月二十六日歸京せられた。

本協會の有力なる支持者の一人であつた「安田保善社」社長、安田善次郎氏は、豫て宿病加療中のところ十月下旬逝去された。告別式は去る十一月廿八日築地本願寺に於て厳かに営まれたが、本協會より矢田常務遠山主事参列、謹んで哀悼の意を表した。

九四

財団法人暹羅協會總裁及役員

(昭和十一月十二月現在)

總裁	秩父宮雅仁親王殿下	同	同	同	同
會長	公爵近衛文麿	同	同	男爵大倉喜七郎	
副會長	侯爵徳川頼貞	同	同	文學博士 高楠順次郎	
名譽會長	駐日暹羅公使 ブラミットラカム、 ララミットラカム、 駐暹日本公使 石射猪太郎	同	同	南條金雄	
理事	子爵岡部長景	同	同	村田省藏	
常務理事	子爵三島通陽	同	同	桑島主計	
理事	矢田長之助	同	同	安川雄之助	
理事	伊藤次郎左衛門	同	同	伯爵二荒芳徳	
				國府精一	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
淺野良三	伯爵酒井忠正	醫學博士 北島多一	伯爵溝口直亮	門野重九郎	藤山雷太	井上雅二	犬丸徹三	石井健吾	侯爵細川護立	公爵徳川圀順	岡崎久次郎	河井彌八	子爵加藤泰通	加藤勝太郎	文學博士 高楠順次郎								
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
黒田長敬	倉田猛郎	正木直彦	榎並充造	江口定條	出淵勝次	安住伊三郎	北島多一	重光葵	醫學博士 島蘭順次郎	醫學博士 關屋貞三郎	遠山峻	外山高一											

九五

○暹羅入國規則の概略及旅行上の注意

シヤム渡航者の便宜の一端として現行同國入國規則の概略と旅行上の注意を左に掲げて見る。

入國規則概略

シヤム(盤谷)左記の場合は入國を禁止される

- 1 旅券(國籍證明書)領事の査證を有せざるもの
- 2 傳染病患者(癩病、トラホーム、肺病、各種性病)天然痘豫防注射をなさざるもの
- 3 入國法及びこれに附隨する各種手数料を支拂ひ得ざるもの
- 4 獨立の生計を營むに足る収入なきもの及び肉體上、精神上の缺陷又は疾患により生活を營む能力なしと認めらるる者
- 5 父又は母に同伴せられざる二十歳以下の者。但し豫め内務省の許可を取付けたるものは此の限りにあらず。豫め許可を得る手續は暹國領事を通し氏名、年齢、渡暹の目的、渡暹後の身許引受人を暹羅側に通告し其入國許可を得たる後在外暹羅領事の査證を取付けるものとす)
- 6 十二歳以上のものでも無學文盲の者。

註 1、外交官、正式通告を以て派遣せらるる公用旅行者はこの取扱ひを除外す。

2、父母又は保護者に同伴せらるる十二歳以下の幼年者を除く凡ての入國者は移民官の發給する居住證明書

を受けねばなりません手数料百銖。

但し滞在一ヶ月以内の一時的入國者又は通過船客、正規の再入國許可證を所持し居る再渡航者は除外される。

旅行上の注意

海外旅行 外國へ旅行するには我國政府發行の旅券が要る。その下附手續は、旅券下附願と、身許申告書、戶籍謄本其他の参考書並びに寫眞を添附し、本籍地又は所在地の地方廳に提出するのである。旅券には乗船地に駐在する目的國の領事の査證及び水上署の査印を受けなければならぬ。暹羅領事館——大阪市西淀川區大仁西一丁目四三、名古屋市西區木挽町八丁目

通 貨 現金を携へると、各地で兩替の不便があるから、臺灣銀行、正金銀行、其他旅行先に支店を有する確かな銀行で信用狀を取組み行先地で所要金額を、其地の通貨で受取らるるのが便利と思ふのである。暹羅の通貨はチカル(銖)である。

衣類其他を出来るだけ手軽に整へらるるがよろしい。大體黒か濃色の背廣服一二着と、白服を半打も用意して置けば充分である。埃や煤によごれぬ背廣服は、官憲や大商店を訪問する場合に都合がよろしい白服は日常服であるが、一流の旅館では一晩に綺麗に洗濯して呉れるから、比較的數少ない準備で足りる。然し洗濯は一般に手荒であるから高價な洋服よりも寧ろ丈夫なリネル地を推奨する。カーキ色服は主に山行の人達に常用される。夜半から曉にかけて氣温が著しく降下するから、毛布の提携は忘れる事が出来ないのである。帽子は短期の旅行なれば麥稈帽でも中折帽

でも差支へはない。
 言 語 シヤムにはシヤム語があり、一般市場取引の商用語としても専ら国内で使用はれてゐる。しかしシヤム語を
 使へない外国人の間では英語が代用されてゐる。

日本—盤谷航路定期出帆表 (昭和十二年上半期)

三井物産船舶部

大阪商船會社

船名	三井物産		大阪商船	
	出帆日	出帆時	出帆日	出帆時
明石丸	一、八	一、九	一、一	一、二
乾隆丸	一、一三	一、一四	一、一三	一、一四
朝日丸	二、二	二、三	二、一	二、二
那智丸	二、一三	二、一四	二、一三	二、一四
明石丸	二、二二	二、二三	二、二二	二、二三
乾隆丸	二、二七	二、二八	二、二七	二、二八
朝日丸	三、八	三、九	三、七	三、八
那智丸	三、一八	三、一九	三、一七	三、一八
明石丸	三、二七	三、二八	三、二七	三、二八
乾隆丸	三、三二	三、三三	三、三二	三、三三
朝日丸	三、四二	三、四三	三、四一	三、四二
那智丸	三、五二	三、五三	三、五一	三、五二
明石丸	三、六一	三、六二	三、六〇	三、六一
乾隆丸	三、六六	三、六七	三、六五	三、六六
朝日丸	三、七六	三、七七	三、七五	三、七六
那智丸	三、八六	三、八七	三、八五	三、八六
明石丸	三、九五	三、九六	三、九四	三、九五
乾隆丸	三、一〇〇	三、一〇一	三、九九	三、一〇〇
朝日丸	三、一〇九	三、一〇一〇	三、一〇八	三、一〇九
那智丸	三、一一九	三、二〇〇	三、一九八	三、一九九
明石丸	三、二二八	三、二二九	三、二二七	三、二二八
乾隆丸	三、二三三	三、二三四	三、二三三	三、二三四
朝日丸	三、二四二	三、二四三	三、二四一	三、二四二
那智丸	三、二五二	三、二五三	三、二五一	三、二五二
明石丸	三、二六一	三、二六二	三、二六〇	三、二六一
乾隆丸	三、二六六	三、二六七	三、二六五	三、二六六
朝日丸	三、二七五	三、二七六	三、二七四	三、二七五
那智丸	三、二八五	三、二八六	三、二八四	三、二八五
明石丸	三、二九四	三、二九五	三、二九三	三、二九四
乾隆丸	三、二九九	三、三〇〇	三、二九八	三、二九九
朝日丸	三、三〇八	三、三〇九	三、三〇七	三、三〇八
那智丸	三、三一七	三、三一八	三、三一六	三、三一七
明石丸	三、三二六	三、三二七	三、三二五	三、三二六
乾隆丸	三、三三〇	三、三三一	三、三二九	三、三三〇
朝日丸	三、三四〇	三、三四一	三、三三九	三、三四〇
那智丸	三、三五〇	三、三五一	三、三五九	三、三五〇
明石丸	三、三五九	三、三六〇	三、三五八	三、三五九
乾隆丸	三、三六八	三、三六九	三、三六七	三、三六八
朝日丸	三、三七八	三、三七八	三、三七八	三、三七八
那智丸	三、三九七	三、三九八	三、三九六	三、三九七
明石丸	三、四〇六	三、四〇七	三、四〇五	三、四〇六
乾隆丸	三、四一五	三、四一六	三、四一四	三、四一五
朝日丸	三、四二4	三、四二五	三、四二三	三、四二四
那智丸	三、四三3	三、四三四	三、四三二	三、四三三
明石丸	三、四四2	三、四四三	三、四四一	三、四四二
乾隆丸	三、四五1	三、四五二	三、四五〇	三、四五一

谷 3

R0

nc. - Haad	Mixed - III
Arr.	13. 35
Dep.	11. 20
Arr.	10. 57
Dep.	7. 45
Arr.	7. 34
Dep.	7. 10
Arr.	Daily
Dep.	
Arr.	Mixed *
Dep.	
Arr.	
Dep.	
Arr.	
Dep.	
Arr.	
Dep.	
Arr.	Mixed
Dep.	- III
Arr.	17. 20
Dep.	16. 20
Arr.	Mondays and Fridays.
Dep.	
Arr.	
Dep.	
Arr.	
Dep.	
Arr.	Mixed
Dep.	III
Arr.	17. 55
Dep.	15. 21
Arr.	14. 07
Dep.	13. 35
y & Saturday.	
months in the D	

日本 兼谷 瑞雲 山 阿 誌 (瑞雲 十二 年 入 生 記)

盤谷新嘉坡間列車發着時間表

ROYAL STATE RAILWAYS OF SIAM

Read down						Read up										Read down						Read up				
						Bangkok—Chumphon—Tung Song Junc.—Haad Yai Junc.—Padang Besar										Padang Besar—Prai—Penang—Kuala Lumpur—Singapore										
Mixed I-III	Mixed II-III	Mixed III	Rapid I-III	Express II, III	Mixed III	Dep. Arr.	Dep. Arr.	Rapid I-III	Mixed II, II	Mixed I-III	Mixed III	Express I-III	Rapid I-III	Mixed II, III	Mixed III	Mixed I-III	Express I-III	(Through communication with Siam.)				Express I-III	Mixed I-III			
		13.35		16.00		Dep. Bangkok	Arr. Taling Chan Junc.	18.55				12.50	11.40			11.10	13.33	Sundays & Thursdays Daily				14.30	Dep. Padang Besar	Arr. Alor Star	14.00	13.35
		14.13		16.30		Arr. Taling Chan Junc.	Dep. Bangkok Noi	18.16				11.30	11.03			13.50	15.44					Arr. Alor Star	12.42	12.35	12.35	10.20
0.25	11.10	13.55	14.50	16.05	16.25	Dep. Bangkok Noi	Arr. Taling Chan Junc.	15.35	17.00	9.05	15.40	11.50	14.40	11.00	8.40	17.15	17.44	17.54	18.04	18.30	17.44	Dep. Prai	Arr. Prai	10.20	7.34	
0.40	11.26	14.10	15.07	16.20	16.40	Arr. Taling Chan Junc.	Dep. Bangkok Noi	18.20	16.45	8.50	15.26	11.35	14.25	10.43	8.26	18.10	18.30	18.30	18.30	18.30	17.44	Dep. Prai	Arr. Prai	10.04	7.34	
	11.29	14.17	15.13	16.32	16.42	Dep. Taling Chan Junc.	Arr. Nakhon Patom	18.14	16.41		15.25	11.28	10.58	10.34	8.12	18.10	18.30	18.30	18.30	18.30	17.44	Dep. Penang	Arr. Penang	9.40	7.10	
	12.45	15.19	17.55	17.22	18.05	Arr. Nakhon Patom	Dep. Taling Chan Junc.	17.23	15.20		14.00	10.39	9.57	8.55	6.50						20.00	Dep. Penang	Arr. Penang	6.45	13.35	
		15.27	17.30	17.24		Dep. "	Arr. Rajduri	17.16	15.04			10.37	9.52	8.40							9.00	Arr. Kuala Lumpur	Arr. Kuala Lumpur	20.30	10.57	
		17.01	19.50	18.29		Arr. Rajduri	Dep. "	16.08	13.13			9.35	8.20	6.20							17.58	Arr. Singapore	Arr. Singapore	17.49	7.34	
	Mixed I-III	17.13		18.33		Dep. "	Arr. Petchaburi	16.03	12.58			9.31	8.08		Mixed I-III								8.40	7.10		
		18.35		19.45		Arr. Petchaburi	Dep. "	15.05	11.24			8.35	6.45													
	6.35			19.49		Dep. "	Arr. Hua Hin	15.00	10.54			8.31														
	8.35			21.16		Arr. Hua Hin	Dep. "	13.45	8.36			7.18														
	8.45			21.20		Dep. "	Arr. Prachuab Kirikan		8.16			7.14														
	11.54			23.24		Arr. Prachuab Kirikan	Dep. "					5.32														
	12.04			23.26		Dep. "	Arr. Bang Sapan Yai					5.30														
	14.14			1.05		Arr. Bang Sapan Yai	Dep. "					3.46														
	14.34	Mixed III		1.07		Dep. "	Arr. Chumphon			Mixed III		3.44			Mixed I-III											
	17.25			3.23		Arr. Chumphon	Dep. "					1.33														
		16.35		3.35		Dep. "	Arr. Langsuan					1.23			18.45											
		13.55		5.01		Arr. Langsuan	Dep. "					23.54			16.54											
				5.03		Dep. "	Arr. Chaiya					23.52			16.44											
				6.12		Arr. Chaiya	Dep. "					22.26			14.51											
				6.13		Dep. "	Arr. Surasbtra Dhani					22.25			14.44											
				6.53		Arr. Surasbtra Dhani	Dep. "					21.33			13.37											
				6.56		Dep. "	Arr. Nasan					21.31			13.07											
				7.39		Arr. Nasan	Dep. "					20.36			12.03											
				7.40		Dep. "	Arr. Chawang					20.35			11.58											
				8.37		Arr. Chawang	Dep. "					19.29			10.30											
				8.39		Dep. "	Arr. Tung Song Junc.					19.28			10.23											
				9.22		Arr. Tung Song Junc.	Dep. "					18.40			9.25											
				9.27		Dep. "	Arr. Ronpibun					18.30			9.05											
				11.01		Arr. Ronpibun	Dep. "					17.51			8.23											
				11.43		Dep. "	Arr. K. Chum Tong Junc.					17.50			8.18											
				11.50		Arr. K. Chum Tong Junc.	Dep. "					17.42			8.09											
				11.59		Dep. "	Arr. Patalung					17.40														
				12.24		Arr. Patalung	Dep. "					16.29														
				14.11		Dep. "	Arr. Kuen Nieng					16.27			18.15											
				14.29		Arr. Kuen Nieng	Dep. "					15.26			16.09											
				16.08		Dep. "	Arr. Haad Yai Junc.					15.25			16.05											
				12.23	6.10	Arr. Haad Yai Junc.	Dep. "					14.55			15.10											
				12.24	8.15	Dep. "	Arr. Padang Besar					14.50			10.25											
				12.24	8.20	Arr. Padang Besar	Dep. "					14.00			9.10											
				12.53	9.15	Dep. "	Arr. Padang Besar					14.00			9.10											
				12.58		Arr. Padang Besar	Dep. "					14.00			9.10											
				13.50		Dep. "	Arr. Padang Besar					14.00			9.10											

From Bangkok every Wednesday & Saturday, from Prai (Penang) every Monday & Friday with 1st and 2nd. Class Sleeping & Restaurant Cars.

Reservations for berths in the Day and Night Coaches will be effected by telegram from any station free of charge.

盤谷新嘉坡間列車發着時間表

ROYAL STATE RAILWAYS OF SIAM

Read down					Read up										Read down										
Rapid I-III	Mixed II, III	Mixeb II-III	Mixeb II-III	Mixed III	Rapid I-III	EXpress II, III	Mixed III	Bangkok—Chumphon—Tung Song Junc.—Haad Yai Junc.—Padang Besar			Rapid I-III	Mixed II, II	Mixed I-III	Mixed III	Express I-III	Rapid I-III	Mixed II, III	Mixed III	Padang Besar—Prai—Penang—Kuala Lumpur—Singapore (Through communication with Siam,)						
7.25	.	.	.	13.35	.	16.00	.	Dep.	Bangkok	Arr.	18.55	.	.	.	12.50	11.40	.	.	11.10	Sundays & Thursdays Daily	14.30	Dep.	Padang Besar	Arr.	1
8.01	.	.	.	14.13	.	16.30	.	Arr.	Taling Chan Junct.	Dep.	18.16	.	.	.	11.30	11.03	.	.	13.33		14.30	Arr.	Alor Star	Dep.	1
7.40	8.10	10.25	11.10	13.55	14.50	16.05	16.25	Dep.	Bangkok Noi	Arr.	15.35	17.00	9.05	15.40	11.50	14.40	11.00	8.40	13.50		15.48	D p.	"	Arr.	1
7.55	8.25	10.40	11.26	14.10	15.07	16.20	16.40	Arr.	Taling Chan Junct.	Typ	18.20	16.45	8.50	15.26	11.35	14.25	10.43	8.26	17.15		17.54	Arr.	Prai	Dep.	1
8.03	8.29	.	11.29	14.17	15.13	16.32	16.42	Dep.	Taling Chan Junct.	Arr.	18.14	16.41	.	15.25	11.28	10.58	10.34	8.12	17.44	18.04	Dep.	"	Arr.	1	
8.54	9.45	.	12.45	15.19	17.55	17.22	18.05	Arr.	Nakon Patom	Dep.	17.23	15.20	.	14.00	10.39	9.57	8.55	6.50	18.10	20.00	Arr.	Penang	Arr.	2	
8.56	9.55	.	.	15.27	17.30	17.24	.	Dep.	"	Arr.	17.16	15.04	.	.	10.37	9.52	8.40	.	18.10	20.00	Arr.	Kuala Lumpur	Dep.	2	
10.06	11.46	.	.	17.01	19.50	18.29	.	Arr.	Rajduri	Dep.	16.08	13.13	.	.	9.35	8.20	6.20	.	18.10	20.00	Arr.	"	Arr.	1	
10.11	12.01	.	Mixed I-III	17.13	.	18.33	.	Dep.	"	Arr.	16.03	12.58	.	.	9.31	8.08	.	Mixed I-III	18.10	20.00	Arr.	Singapore	Dep.	1	
11.09	13.27	.	.	18.35	.	19.45	.	Arr.	Petchaburi	Dep.	15.05	11.24	.	.	8.35	6.45	.	.	18.10	20.00	Arr.	"	Arr.	1	
11.14	13.57	.	6.35	.	.	19.49	.	Dep.	"	Arr.	15.00	10.54	.	.	8.31	.	.	18.15	18.10	20.00	Arr.	"	Arr.	1	
12.30	16.17	.	8.35	.	.	21.16	.	Arr.	Hua Hin	Dep.	13.45	8.36	.	.	7.18	.	.	16.18	18.10	20.00	Arr.	"	Arr.	1	
.	16.36	.	8.45	.	.	21.20	.	Dep.	"	Arr.	.	8.16	.	.	7.14	.	.	15.59	18.10	20.00	Arr.	"	Arr.	1	
.	.	.	11.54	.	.	23.24	.	Arr.	Prachuab Kirikan	Dep.	5.32	.	.	12.40	18.10	20.00	Arr.	"	Arr.	1	
.	.	.	12.04	.	.	23.26	.	Dep.	"	Arr.	5.30	.	.	12.30	18.10	20.00	Arr.	"	Arr.	1	
.	.	.	14.14	.	.	1.05	.	Arr.	Bang Sapan Yai	Dep.	3.46	.	.	10.14	18.10	20.00	Arr.	"	Arr.	1	
.	Mixed I-III	.	14.34	Mixed III	.	1.07	.	Dep.	"	Arr.	.	.	Mixed III	.	3.44	.	Mixed I-III	9.54	18.10	20.00	Arr.	"	Arr.	1	
.	.	.	17.25	.	.	3.23	.	Arr.	Chumphon	Dep.	1.33	.	.	7.00	18.10	20.00	Arr.	"	Arr.	1	
7.35	.	.	.	16.35	.	3.35	.	Dep.	"	Arr.	.	.	9.35	.	1.23	.	.	18.45	18.10	20.00	Arr.	"	Arr.	1	
9.23	.	.	.	13.55	.	5.01	.	Arr.	Langsuan	Dep.	.	.	7.20	.	23.54	.	.	16.54	18.10	20.00	Arr.	"	Arr.	1	
9.33	5.03	.	Dep.	"	Arr.	23.52	.	.	16.44	18.10	20.00	Arr.	"	Arr.	1	
11.26	6.12	.	Arr.	Chaiya	Dep.	22.26	.	.	14.51	18.10	20.00	Arr.	"	Arr.	1	
11.33	6.13	.	Dep.	"	Arr.	22.25	.	.	14.44	18.10	20.00	Arr.	"	Arr.	1	
18.40	6.53	.	Arr.	Surashtra Dhani	Dep.	21.33	.	.	13.37	18.10	20.00	Arr.	"	Arr.	1	
13.10	6.56	.	Dep.	"	Arr.	21.31	.	.	13.07	18.10	20.00	Arr.	"	Arr.	1	
14.14	7.39	.	Arr.	Nasan	Dep.	20.36	.	.	12.03	18.10	20.00	Arr.	"	Arr.	1	
14.19	7.40	.	Dep.	"	Arr.	20.35	.	.	11.58	18.10	20.00	Arr.	"	Arr.	1	
15.47	8.37	.	Arr.	Chawang	Dep.	19.29	.	.	10.30	18.10	20.00	Arr.	"	Arr.	1	
55.53	.	.	Mixed I-III	.	.	8.39	.	Dep.	"	Arr.	.	.	Mixed I-III	.	19.28	.	.	10.23	18.10	20.00	Arr.	"	Arr.	1	
16.50	9.22	.	Arr.	Tung Song Junc.	Dep.	18.40	.	.	9.25	18.10	20.00	Arr.	"	Arr.	1	
17.05	.	.	.	11.01	.	9.27	.	D p.	"	Arr.	.	.	13.26	.	18.30	.	.	9.05	18.10	20.00	Arr.	"	Arr.	1	
17.48	.	.	.	11.43	.	9.57	.	Arr.	Ronpibun	Dep.	.	.	12.44	.	17.51	.	.	8.25	18.10	20.00	Arr.	"	Arr.	1	
17.53	.	.	.	11.50	.	9.58	.	D p.	"	Arr.	.	.	12.37	.	17.50	.	.	8.18	18.10	20.00	Arr.	"	Arr.	1	
18.02	.	.	.	11.59	.	10.06	.	Arr.	K. Chum Tong Junc.	Dep.	.	.	12.28	.	17.42	.	.	8.09	18.10	20.00	Arr.	"	Arr.	1	
.	.	.	.	12.24	.	10.08	Mixed III	D p.	"	Arr.	.	.	10.03	.	17.40	Mixed III	.	.	18.05	18.10	20.00	Arr.	"	Arr.	1
.	.	.	.	14.11	.	11.18	.	Arr.	Patalung	D p.	.	.	10.10	.	16.29	.	.	18.42	18.10	20.00	Arr.	"	Arr.	1	
.	.	Mixed III	.	14.29	.	11.20	6.10	D p.	"	Arr.	.	.	9.52	.	16.27	18.15	.	.	18.05	18.10	20.00	Arr.	"	Arr.	1
.	.	.	.	16.08	.	12.23	8.15	Arr.	Kuen Nieng	Dep.	.	Mixed I-III	8.21	.	15.26	16.09	.	.	17.41	18.10	20.00	Arr.	"	Arr.	1
.	Mixed I-III	12.40	Mixed I-III	17.10	.	12.24	8.20	D p.	"	Arr.	.	11.35	8.19	.	15.25	16.05	Mixed I-III	Mixed I-III	17.41	18.10	20.00	Arr.	"	Arr.	1
.	.	.	.	17.00	.	12.53	9.15	Arr.	Haad Yai Junc.	Dep.	.	10.40	7.30	.	14.55	15.10	.	.	17.57	18.10	20.00	Arr.	"	Arr.	1
.	7.15	.	.	15.00	.	12.58	.	D p.	"	Arr.	14.50	.	.	10.25	17.57	18.10	20.00	Arr.	"	Arr.	1
.	8.37	.	.	16.22	.	13.50	.	Arr.	Padang Besar	Dep.	14.00	.	.	9.10	18.42	18.10	20.00	Arr.	"	Arr.	1

From Bangkok every Wednesday & Saturday. from Prai (Penang) every Monday & Friday with 1st and 2nd, Class Sleeping & Restaurant Cars.

Reservations for berths in the Day and Night Coaches Will be effected by telegram from any station free of Charge.

〔非賣品〕

昭和十一年十二月二十日 印刷納本
昭和十一年十二月二十五日 發行

東京市麴町區三年町一番地
發行所 財團 暹羅協會

電話銀座二六五六番
振替口座東京一四八三一番

發行兼編輯人 遠山峻

東京市澁橋區戶塚町一丁目二二〇番地
印刷人 河田保治

東京市澁橋區戶塚町一丁目二二〇番地
印刷所 明立印刷株式會社

